

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年12月24日
【発行者名】	S B I アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 梅本 賢一
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目6番1号
【事務連絡者氏名】	蝶野 善一
【電話番号】	03-6229-0170
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券に係るファンドの名称】	(ラップ専用) SBI・米国株式 (ラップ専用) SBI・先進国株式 (ラップ専用) SBI・新興国株式 (ラップ専用) SBI・米国債券 (ラップ専用) SBI・米国ハイイールド債券 (ラップ専用) SBI・新興国債券 (ラップ専用) SBI・米国不動産 (ラップ専用) SBI・ゴールド
【届出の対象とした募集内国投資信託 受益証券の金額】	各ファンドにつき、上限1,000億円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

- (ラップ専用) SBI・米国株式
- (ラップ専用) SBI・先進国株式
- (ラップ専用) SBI・新興国株式
- (ラップ専用) SBI・米国債券
- (ラップ専用) SBI・米国ハイイールド債券
- (ラップ専用) SBI・新興国債券
- (ラップ専用) SBI・米国不動産
- (ラップ専用) SBI・ゴールド

以下、本書により募集を行うファンドを総称して「SBIラップ・シリーズ」といいます。なお、それぞれを「本ファンド」または「ファンド」ということがあります。また、ファンドの正式名称ではなく次の略称を用いることがあります。

ファンドの正式名称	略称
(ラップ専用) SBI・米国株式	WP米国株式
(ラップ専用) SBI・先進国株式	WP先進国株式
(ラップ専用) SBI・新興国株式	WP新興国株式
(ラップ専用) SBI・米国債券	WP米国債券
(ラップ専用) SBI・米国ハイイールド債券	WP米国ハイイールド債券
(ラップ専用) SBI・新興国債券	WP新興国債券
(ラップ専用) SBI・米国不動産	WP米国不動産
(ラップ専用) SBI・ゴールド	WPゴールド

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

契約型の追加型証券投資信託の受益権です。

本ファンドの当初元本は1口当たり1円です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付也没有ありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後記の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

各ファンドにつき、1,000億円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

(i) 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会[※]規則にしたがって時価または一部償却原価法により、評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

※2026年4月1日付けで、一般社団法人 資産運用業協会へ名称変更される予定です。（以下同じ。）

(ii) 基準価額の算出頻度・照会方法等

基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は販売会社または委託会社にお問い合わせいただけるほか、原則として翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されています。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>

(5) 【申込手数料】

ありません。

(6) 【申込単位】

- ・ 分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）
- ・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。

① 分配金受取コース

② 分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

また、確定拠出年金を通じて取得申込を行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

詳しくは取扱販売会社にお問い合わせください。なお、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(7) 【申込期間】

2025年12月25日(木)から2026年6月23日（火）

なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

委託会社の指定する販売会社においてお申込みの取扱いを行います。

販売会社は、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める日までにお申込金額を販売会社に支払うものとします。詳細については販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額は、追加設定を行う日に販売会社より委託会社の口座を経由して受託会社のファンド口座に払込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込代金について、取得申込者はお申込みの販売会社に支払うものとします。

販売会社は、前記（4）に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権の振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① お申込みの方法等

(i) 受益権取得申込者は、販売会社との間で証券投資信託の取引に関する契約に基づいて、取引口座の開設を申込む旨のお申込書を提出します。

(ii) 前記(i)の定めは、本ファンドの当初の設定にかかる委託会社自らの受益権の取得の場合には適用しません。

(iii) 本ファンドには、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金受取コース」と、収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。）

(iv) 「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める「自動けいぞく投資契約」にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係

を規定する契約または規定が用いられることがあり、この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読替えるものとします。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 申込の受付の中止、すでに受付けた取得申込の受付の取消し

委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとして取扱うこととします。

④ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び前記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とはファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理するものです。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

第二部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

この投資信託（以下「本ファンド」という場合があります。）は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

②ファンドの基本的性格

■ファンドの商品分類

本ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

◎商品分類

(ラップ専用) SBI・米国株式

ファンドの商品分類は「追加型投信／海外／株式／インデックス型」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足区分
単位型投信	国内	株式	インデックス型
		債券	
	海外	不動産投信	
追加型投信		その他資産 ()	特殊型
	内外	資産複合	

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
インデックス型	目論見書または信託約款において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

(ラップ専用) SBI・米国株式

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(株式 一般))
決算頻度	年1回
投資対象地域	北米
投資形態	ファミリーファンド
為替ヘッジ	なし
その他の指数	CRSP USトータル・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	インデックス
株式	年1回				
一般	年2回	グローバル (日本を含む)			日経225
大型株	年4回				
中小型株	年6回	北米			
債券	(隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ()	TOPIX
一般	年12回	アジア			
公債	(毎月)	オセアニア			
社債	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ		
その他債券	その他	アフリカ		なし	その他(CRSP US トータル・マー ケット・インデ ックス(配当込み、 円換算ベース))
クレジット 属性 ()	()	中近東 (中東) エマージング			
不動産投信					
その他資産 (投資信託証券(株式 一般))					
資産複合					

※属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券(株式 一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産(投資信託証券 (株式 一般))	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。(株式 一般)とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

北米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	ヘッジなし 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
その他の指数	日経225、TOPIXにあてはまらない全てのものをいいます。

◎商品分類

(ラップ専用) SBI・先進国株式

ファンドの商品分類は「追加型投信／内外／株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	<u>株式</u>
	海外	債券
<u>追加型投信</u>	海外	不動産投信
	<u>内外</u>	その他資産 ()
		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

(ラップ専用) SBI・先進国株式

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(株式 一般))
決算頻度	年1回
投資対象地域	グローバル(日本を含む)
投資形態	ファミリーファンド
為替ヘッジ	なし

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式	年1回			
一般	年2回	グローバル		
大型株	年4回	(日本を含む)		
中小型株	年6回	北米		
債券	(隔月)	欧州	ファミリー	あり
一般	年12回	アジア	ファンド	()
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・	
			オブ・	
			ファンズ	
その他債券	その他	アフリカ		なし
クレジット	()	中近東		
属性		(中東)		
()		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券(株式 一般))				
資産複合				

※属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券(株式 一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産(投資信託証券(株式 一般))	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。(株式 一般)とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル(日本を含む)	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含みます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	ヘッジなし 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

◎商品分類

(ラップ専用) SBI・新興国株式

ファンドの商品分類は「追加型投信／海外／株式」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

(ラップ専用) SBI・新興国株式

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(株式 一般))
決算頻度	年1回
投資対象地域	エマージング
投資形態	ファミリーファンド
為替ヘッジ	なし

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む) 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()
	年2回			
	年4回			
	年6回			
	(隔月)			
債券 一般 公債	年12回			
	(毎月)			

社債	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	
その他債券	その他	アフリカ		なし
クレジット属性 ()	()	中近東 (中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産 (投資信託証券(株式一般))				
資産複合				

※属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券(株式一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産(投資信託証券(株式一般))	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に株式を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。(株式一般)とは、大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	ヘッジなし 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

◎商品分類

(ラップ専用) SBI・米国債券

ファンドの商品分類は「追加型投信／海外／債券」です。

商品分類表(ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。)

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信		その他資産

	内外	()
		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

(ラップ専用) SBI・米国債券

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(債券 一般))
決算頻度	年1回
投資対象地域	北米
投資形態	ファミリーファンド
為替ヘッジ	なし

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回			
一般	年2回	グローバル (日本を含む)		
大型株	年4回			
中小型株	年6回	北米		
債券	(隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ()
一般	年12回	アジア		
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	
その他債券	その他	アフリカ		なし
クレジット 属性 ()	()	中近東 (中東) エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))				
資産複合				

※属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券(債券 一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券（債券 一般））	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。（債券 一般）とは公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	ヘッジなし 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

◎商品分類

(ラップ専用) SBI・米国ハイイールド債券

ファンドの商品分類は「追加型投信／海外／債券」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 ()
		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

(ラップ専用) SBI・米国ハイイールド債券

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券（債券 社債(低格付債)）)
決算頻度	年1回

投資対象地域	北米
投資形態	ファミリーファンド
為替ヘッジ	なし

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり ()
一般	年2回			
大型株	年4回			
中小型株	年6回			
債券	(隔月)	欧州	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
一般	年12回	アジア		
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米		
その他債券	その他	アフリカ		
クレジット 属性 ()	()	中近東 (中東) エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券(債券 社債 (低格付債)))				
資産複合				

※属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券（債券 社債(低格付債)）です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券 (債券 社債(低格付債))）	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券、社債、低格付債に投資に投資する旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	ヘッジなし 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

◎商品分類

(ラップ専用) SBI・新興国債券

ファンドの商品分類は「追加型投信／海外／債券」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

(ラップ専用) SBI・新興国債券

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券(債券 一般))
決算頻度	年1回
投資対象地域	エマージング
投資形態	ファミリーファンド
為替ヘッジ	なし

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む) 北米 欧州 アジア オセアニア	ファミリー ファンド	あり ()
	年2回			
	年4回			
	年6回			
	(隔月)			
債券 一般 公債	年12回 (毎月)	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	
社債	日々			

その他債券	その他	アフリカ	なし
クレジット 属性 ()	()	中近東 (中東)	
不動産投信		エマージング	
その他資産 (投資信託証券(債券 一般))			
資産複合			

※属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券（債券 一般）です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券 （債券 一般））	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に債券を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。（債券 一般）とは公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいいます。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
エマージング	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	ヘッジなし 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

◎商品分類

(ラップ専用) SBI・米国不動産

ファンドの商品分類は「追加型投信／海外／不動産投信」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型投信	内外	その他資産 ()

		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
不動産投信	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

(ラップ専用) SBI・米国不動産

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券（不動産投信）)
決算頻度	年1回
投資対象地域	北米
投資形態	ファミリーファンド
為替ヘッジ	なし

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回			
一般	年2回	グローバル (日本を含む)		
大型株	年4回			
中小型株	年6回	北米		
債券	(隔月)	欧州	ファミリー ファンド	あり ()
一般	年12回	アジア		
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・ オブ・ ファンズ	
その他債券	その他	アフリカ		なし
クレジット 属性 ()	()	中近東 (中東) エマージング		
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券（不動産投信）)				
資産複合				

※属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券（不動産投信）です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券（不動産投信））	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に不動産投信を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
北米	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	ヘッジなし 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

◎商品分類

(ラップ専用) SBI・ゴールド

ファンドの商品分類は「追加型投信／内外／その他資産(商品)」です。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信	海外	不動産投信
	内外	その他資産 (商品)
		資産複合

商品分類の定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	目論見書または信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
その他資産(商品)	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に商品を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

◎属性区分

ファンドの属性区分

(ラップ専用) SBI・ゴールド

投資対象資産	その他資産 (投資信託証券（商品）)
決算頻度	年1回
投資対象地域	グローバル(日本を含む)
投資形態	ファミリーファンド

為替ヘッジ	なし

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回			
一般	年2回	グローバル		
大型株	年4回	(日本を含む)		
中小型株	年6回	北米		
債券	(隔月)	欧州	ファミリー	あり
一般	年12回	アジア	ファンド	()
公債	(毎月)	オセアニア		
社債	日々	中南米	ファンド・	
			オブ・	
			ファンズ	
その他債券	その他	アフリカ		なし
クレジット	()	中近東		
属性		(中東)		
()		エマージング		
不動産投信				
その他資産				
(投資信託証券(商品))				
資産複合				

※属性区分の投資対象資産に記載している「その他資産」は、投資信託証券（商品）です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

属性区分の定義

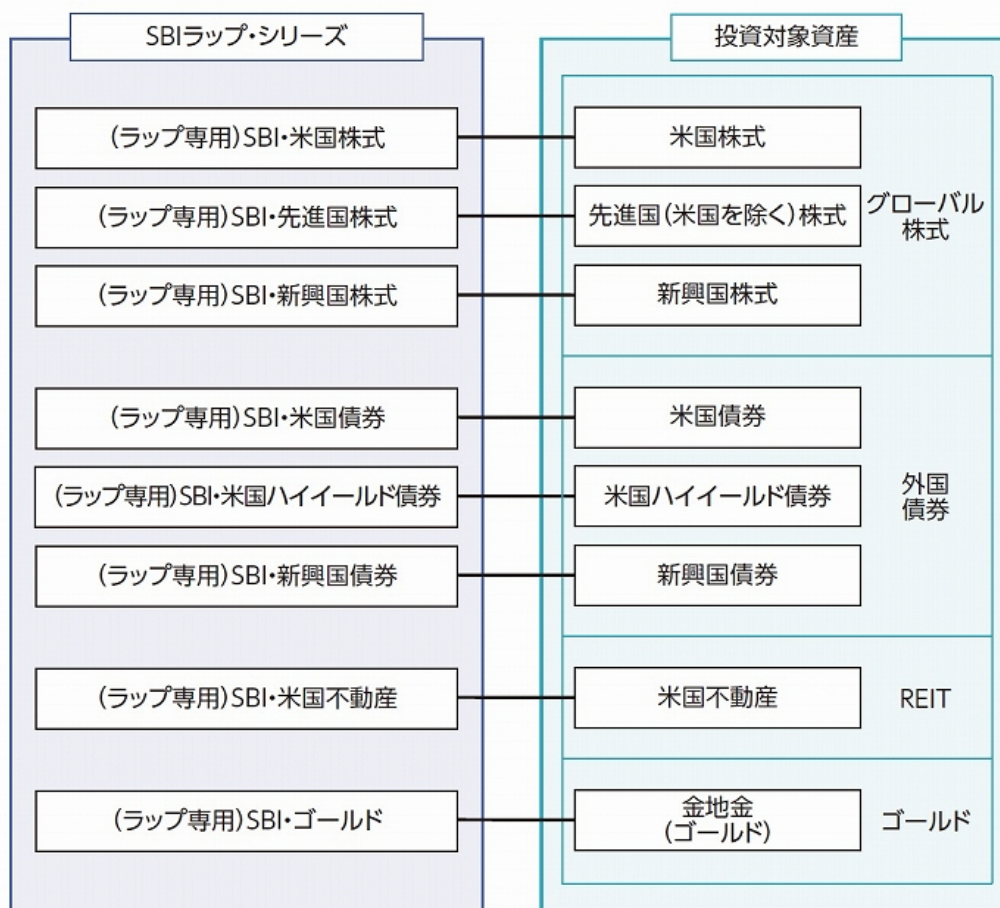
該当区分	区分の定義
その他資産（投資信託証券（商品））	目論見書または信託約款において、組入れ資産が主として投資信託証券であり、実質的に商品に投資する旨の記載があるものをいいます。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル（日本を含む）	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。なお、「世界の資産」の中に日本を含みます。
ファミリーファンド	目論見書または信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいいます。
為替ヘッジ	ヘッジなし 目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

③信託金の限度額

- ・各ファンドにつき1,000億円を上限とします。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

④ファンドの特色

「SBIラップ・シリーズ」は、投資対象の異なる複数ファンドで構成されたSBIラップ専用ファンドです。



*各ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて実質的に各投資対象資産への投資を行います。
詳しくは、後述の「各ファンドの投資方針」、「ファンドの仕組み」をご参照ください。

分配方針

毎決算時（毎年3月22日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針により、分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わない場合があります。

分配金の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制することとします。
（基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

<WP米国株式／WP先進国株式／WP新興国株式／WP米国債券／WP米国ハイイールド債券／WP新興国債券／WP米国不動産／WPゴールド>

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ④ 株式への直接投資は行いません。
- ⑤ 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

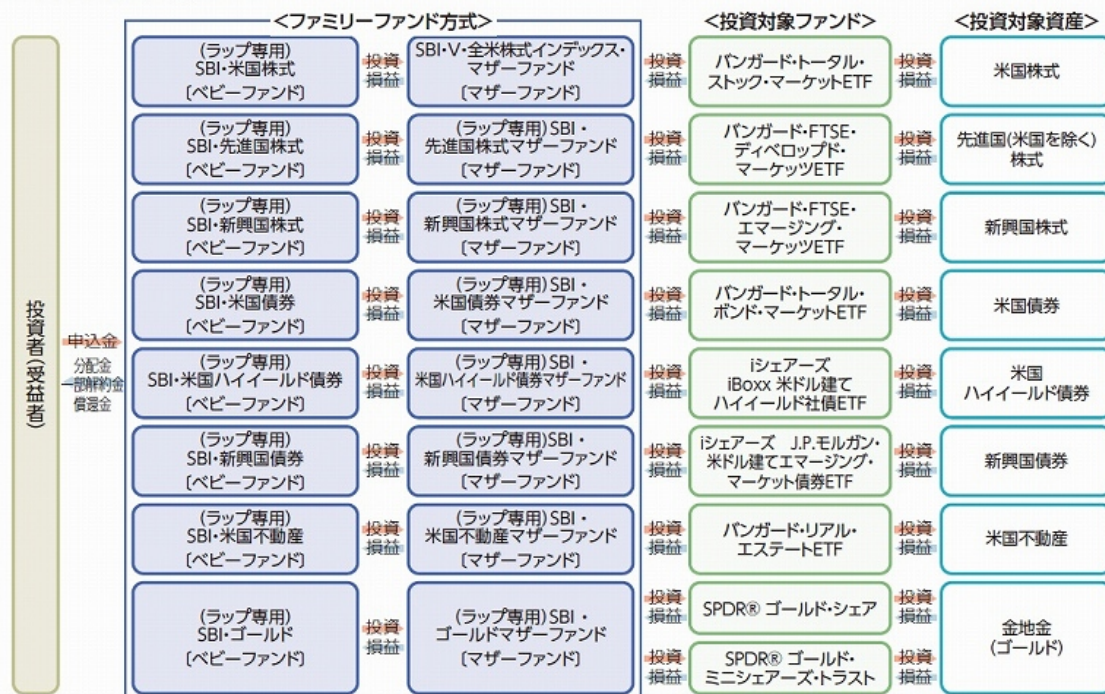
(2) 【ファンドの沿革】

2022年3月23日 信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

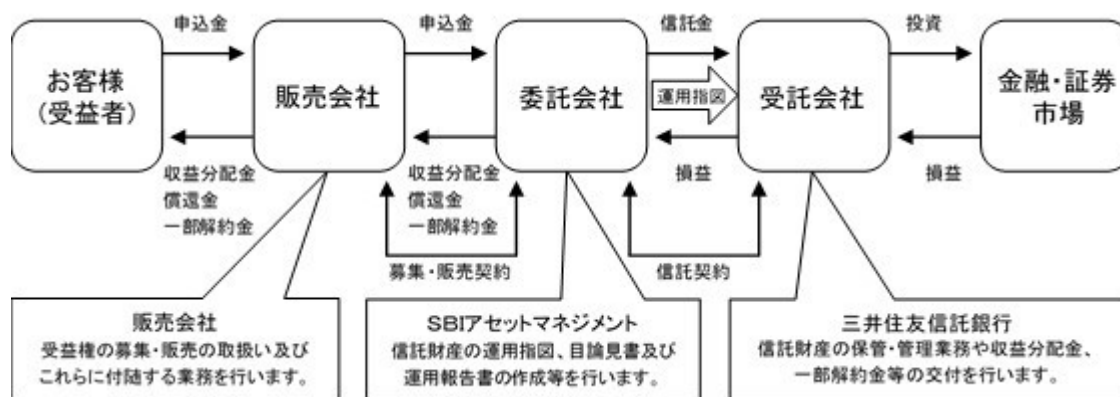
(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資信託（ベビーファンド）の資金をまとめてマザーファンドと呼ばれる投資信託に投資し、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。各マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてETF（上場投資信託証券）に投資し、実質的に投資対象資産に投資を行います。



②委託会社及び本ファンドの関係法人との契約等の概要



(注)受託会社は、業務の一部を再信託先である株式会社日本カストディ銀行に委託しています。

③委託会社の概況（2025年9月末日現在）

(i) 資本金

4億20万円

(ii) 沿革

委託会社は、投資運用業務（投資信託の委託者としての業務、登録投資法人との資産の運用契約に基づく運用業務または投資一任契約に基づく運用業務）及び投資助言業務（投資顧問契約に基づく助言業務）を行う金融商品取引業者です。

委託会社は、旧株式会社日本債券信用銀行(現株式会社あおぞら銀行)を設立母体として成立し、その後、株主の異動によりソフトバンクグループの一員となりました。2002年5月1日には、同グループのソフトバンク・インベストメント株式会社の子会社である、ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社と合併し、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更しました。

2005年7月1日には、SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更しました。

2006年8月2日には、委託会社の親会社（現SBIホールディングス株式会社）の主要株主であるソフトバンク株式会社（現ソフトバンクグループ株式会社）の子会社が、現SBIホールディングス株式会社の全株式を売却したことにより、ソフトバンクグループから独立し、SBIグループの一員となりました。

2019年12月20日には、委託会社の全株式をSBIアセットマネジメント・グループ株式会社（SBI AMG）が、モーニングスター株式会社より取得しました。SBI AMGはモーニングスター株式会社傘下の資産運用会社を統括する中間持株会社です。

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBI bonds・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併をしました。なお、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承しました。

2022年10月1日には、モーニングスター株式会社がSBI AMGを吸収合併したことにより、モーニングスター株式会社は過半数を超える筆頭株主となりました。なお、同社は2023年3月30日に、SBIグローバルアセットマネジメント株式会社に商号を変更しました。

2023年4月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併しました。なお、商号はSBIアセットマネジメント株式会社に継承しました。

1986年 8月29日	日債銀投資顧問株式会社として設立
1987年 2月20日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第4条にかかる登録
1987年 9月 9日	有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律第24条1項の規定に基づく投資一任契約業務の認可
2000年11月28日	証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第6条の規定に基づく証券投資信託委託業の認可
2001年 1月 4日	あおぞらアセットマネジメント株式会社に商号変更

2002年 5月 1日	ソフトバンク・アセット・マネジメント株式会社との合併により、エスビーアイ・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
2005年 7月 1日	SBIアセットマネジメント株式会社に商号変更
2007年 9月30日	金融商品取引法等の施行により同法第29条の規定に基づく金融商品取引業者の登録（関東財務局長（金商）第311号）
2022年 8月 1日	SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、SBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社合併。SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。
2023 年 4月 1日	SBIアセットマネジメント株式会社は、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併。SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同社名を継承。

(iii) 大株主の状況

株 主 名	住 所	所有株数	所有比率
SBIグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区六本木一丁目6番1号	1,378,823株	97.9%
PIMCO ASIA LIMITED	Suite 2201, 22nd Floor, Two International Finance Centre, 8 Finance Street, Central, Hong Kong	29,507株	2.1%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

1. 基本方針

本ファンドは、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

2. 運用方法

(i) 投資対象

「(ラップ専用) SBI・米国株式」

SBI・V・全米株式インデックス・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

「(ラップ専用) SBI・先進国株式」

(ラップ専用) SBI・先進国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

「(ラップ専用) SBI・新興国株式」

(ラップ専用) SBI・新興国株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

「(ラップ専用) SBI・米国債券」

(ラップ専用) SBI・米国債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

「(ラップ専用) SBI・米国ハイイールド債券」

(ラップ専用) SBI・米国ハイイールド債券マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

「(ラップ専用) SBI・新興国債券」

(ラップ専用) SBI・新興国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。

「(ラップ専用) SBI・米国不動産」

(ラップ専用) SBI・米国不動産マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。

「(ラップ専用) SBI・ゴールド」

(ラップ専用) SBI・ゴールドマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。) 受益証券を主要投資対象とします。

(ii) 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下のような運用を行います。

「(ラップ専用) SBI・米国株式」

- ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてETF(上場投資信託証券)に投資することにより、米国株の代表的インデックスの一つであるCRSP USトータル・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざします。
- ・マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ・実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ・資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

「(ラップ専用) SBI・先進国株式」

- ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてETF(上場投資信託証券)に投資することにより、先進国(米国を除く)株式市場の値動きと同等の投資成果をめざします。
- ・マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ・実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ・資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

「(ラップ専用) SBI・新興国株式」

- ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてETF(上場投資信託証券)に投資することにより、新興国株式市場の値動きと同等の投資成果をめざします。
- ・マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ・実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ・資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

「(ラップ専用) SBI・米国債券」

- ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてETF(上場投資信託証券)に投資することにより、米国債券市場の値動きと同等の投資成果をめざします。
- ・マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ・実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ・資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

「(ラップ専用) SBI・米国ハイイールド債券」

- ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてETF（上場投資信託証券）に投資することにより、米国ハイイールド債券市場の値動きと同等の投資成果をめざします。
- ・マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ・実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ・資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

「(ラップ専用) SBI・新興国債券」

- ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてETF（上場投資信託証券）に投資することにより、新興国債券市場の値動きと同等の投資成果をめざします。
- ・マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ・実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ・資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

「(ラップ専用) SBI・米国不動産」

- ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてETF（上場投資信託証券）に投資することにより、米国不動産市場の値動きと同等の投資成果をめざします。
- ・マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ・実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ・資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

「(ラップ専用) SBI・ゴールド」

- ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてETF（上場投資信託証券）に投資することにより、金地金（きんじかね）価格の値動きと同等の投資成果をめざします。
- ・マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ・実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。
- ・資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類(信託約款第16条)

本ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）

ハ 金銭債権

ニ 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

② 運用の指図範囲等(信託約款第17条第1項)

委託会社は、信託金を、主として、SBIアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結されたマザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
5. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
6. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
7. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

なお、3.の証券および7.の投資法人債券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）及び債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができるものとします。また、6.の証券ならびに7.の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲(信託約款第17条第2項)

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。次項において同じ。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

④ 前記②の規定に関わらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を前記③1.から4.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

⑤ マザーファンドの概要

下記概要は、2025年9月末現在のものであり今後、変更になる場合があります。

ファンド名	SBI・V・全米株式インデックス・マザーファンド
基本方針	この投資信託は、米国株式市場の動きを捉えることをめざすCRSP USトータル・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行います。
主な投資対象	別に定めるETF（上場投資信託証券）を主要投資対象とします。
投資態度	①別に定めるETF（上場投資信託証券）への投資を通じて、CRSP USトータル・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざします。 ②ETF（上場投資信託証券）への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 ④資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	①投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③株式への直接投資は行いません。 ④デリバティブの直接利用は行いません。 ⑤外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託期間	無期限（設定日：2021年6月29日）
決算日	毎年7月11日（休業日の場合は翌営業日）
信託財産留保額	ありません。
信託金の限度額	5,000億円
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

ファンド名	(ラップ専用) SBI・先進国株式マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	別に定めるETF（上場投資信託証券）を主要投資対象とします。
投資態度	①別に定めるETF（上場投資信託証券）への投資を通じて、先進国（米国を除く）株式市場の値動きと同等の投資成果をめざします。 ②ETF（上場投資信託証券）への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 ④資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	①投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③株式への直接投資は行いません。 ④デリバティブの利用は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑦委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
信託期間	無期限（設定日：2022年3月23日）
決算日	毎年3月22日（休業日の場合は翌営業日）
信託財産留保額	ありません。
信託金の限度額	1,000億円
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

ファンド名	(ラップ専用) SBI・新興国株式マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	別に定めるETF（上場投資信託証券）を主要投資対象とします。
投資態度	①別に定めるETF（上場投資信託証券）への投資を通じて、新興国株式市場の値動きと同等の投資成果をめざします。 ②ETF（上場投資信託証券）への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 ④資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	①投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③株式への直接投資は行いません。 ④デリバティブの利用は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑦委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
信託期間	無期限（設定日：2022年3月23日）
決算日	毎年3月22日（休業日の場合は翌営業日）
信託財産留保額	ありません。
信託金の限度額	1,000億円
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

ファンド名	(ラップ専用) SBI・米国債券マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	別に定めるETF（上場投資信託証券）を主要投資対象とします。
投資態度	①別に定めるETF（上場投資信託証券）への投資を通じて、米国債券市場の値動きと同等の投資成果をめざします。 ②ETF（上場投資信託証券）への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 ④資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	①投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③株式への直接投資は行いません。 ④デリバティブの利用は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑦委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
信託期間	無期限（設定日：2022年3月23日）
決算日	毎年3月22日（休業日の場合は翌営業日）
信託財産留保額	ありません。
信託金の限度額	1,000億円
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

ファンド名	(ラップ専用) SBI・米国ハイイールド債券マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	別に定めるETF（上場投資信託証券）を主要投資対象とします。
投資態度	①別に定めるETF（上場投資信託証券）への投資を通じて、米国ハイイールド債券市場の値動きと同等の投資成果をめざします。 ②ETF（上場投資信託証券）への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 ④資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	①投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③株式への直接投資は行いません。 ④デリバティブの利用は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑦委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
信託期間	無期限（設定日：2022年3月23日）
決算日	毎年3月22日（休業日の場合は翌営業日）
信託財産留保額	ありません。
信託金の限度額	1,000億円
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

ファンド名	(ラップ専用) SBI・新興国債券マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	別に定めるETF（上場投資信託証券）を主要投資対象とします。
投資態度	①別に定めるETF（上場投資信託証券）への投資を通じて、新興国債券市場の値動きと同等の投資成果をめざします。 ②ETF（上場投資信託証券）への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 ④資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	①投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③株式への直接投資は行いません。 ④デリバティブの利用は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑦委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
信託期間	無期限（設定日：2022年3月23日）
決算日	毎年3月22日（休業日の場合は翌営業日）
信託財産留保額	ありません。
信託金の限度額	1,000億円
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

ファンド名	(ラップ専用) SBI・米国不動産マザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	別に定めるETF（上場投資信託証券）を主要投資対象とします。
投資態度	①別に定めるETF（上場投資信託証券）への投資を通じて、米国不動産市場の値動きと同等の投資成果をめざします。 ②ETF（上場投資信託証券）への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 ④資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	①投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③株式への直接投資は行いません。 ④デリバティブの利用は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑦委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
信託期間	無期限（設定日：2022年3月23日）
決算日	毎年3月22日（休業日の場合は翌営業日）
信託財産留保額	ありません。
信託金の限度額	1,000億円
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

ファンド名	(ラップ専用) SBI・ゴールドマザーファンド
基本方針	この投資信託は、信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
主な投資対象	別に定めるETF（上場投資信託証券）を主要投資対象とします。
投資態度	①別に定めるETF（上場投資信託証券）への投資を通じて、金地金（きんじかね）価格の値動きと同等の投資成果をめざします。 ②ETF（上場投資信託証券）への投資割合は、原則として高位を維持します。 ③組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。 ④資金動向、市況動向等に急激な変化が生じたとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	①投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③株式への直接投資は行いません。 ④デリバティブの利用は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。 ⑦委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
信託期間	無期限（設定日：2022年9月23日）
決算日	毎年3月22日（休業日の場合は翌営業日）
信託財産留保額	ありません。
信託金の限度額	1,000億円
受託銀行	三井住友信託銀行株式会社
委託会社	SBIアセットマネジメント株式会社

（参考情報）

投資対象ファンドの概要（2025年9月末現在）

＜主要投資対象＞

●ETF（上場投資信託証券）の概要

各ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に以下のETF（上場投資信託証券）に投資を行います。なお、投資対象とするETFは、追加または除外される場合があります。

「（ラップ専用）SBI・米国株式」

名 称	バンガード・トータル・ストック・マーケットETF
運 用 方 針	CRSP USトータル・マーケット・インデックスのパフォーマンスへの連動をめざします。
管 理 報 酬 等	純資産総額に対し年0.03%
基 準 通 貨	米ドル
運 用 会 社	ザ・バンガード・グループ・インク

「（ラップ専用）SBI・先進国株式」

名 称	バンガード・FTSE・ディベロップド・マーケットETF
運 用 方 針	FTSEディベロップド・オールキャップ・インデックス（除く米国）のパフォーマンスへの連動をめざします。
管 理 報 酬 等	純資産総額に対し年0.03%
基 準 通 貨	米ドル
運 用 会 社	ザ・バンガード・グループ・インク

「（ラップ専用）SBI・新興国株式」

名 称	バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF
運 用 方 針	FTSEエマージング・マーケット・オール・キャップ（含む中国A株）・インデックスのパフォーマンスへの連動をめざします。
管 理 報 酬 等	純資産総額に対し年0.07%
基 準 通 貨	米ドル
運 用 会 社	ザ・バンガード・グループ・インク

「（ラップ専用）SBI・米国債券」

名 称	バンガード・トータル・ボンド・マーケットETF
運 用 方 針	ブルームバーグ・米国アグリゲイト・フロート・アジャステッド・インデックスのパフォーマンスへの連動をめざします。
管 理 報 酬 等	純資産総額に対し年0.03%
基 準 通 貨	米ドル
運 用 会 社	ザ・バンガード・グループ・インク

「（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券」

名 称	iシェアーズ iBoxx 米ドル建てハイイールド社債ETF
運 用 方 針	Markit iBoxx米ドル建てリキッド・ハイイールド・インデックスのパフォーマンスへの連動をめざします。
管 理 報 酬 等	純資産総額に対し年0.49%
基 準 通 貨	米ドル
運 用 会 社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

「（ラップ専用）SBI・新興国債券」

名 称	iシェアーズ J.P. モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF
運 用 方 針	J.P. モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル・コア・インデックスのパフォーマンスへの連動をめざします。
管 理 報 酬 等	純資産総額に対し年0.39%
基 準 通 貨	米ドル
運 用 会 社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ

「（ラップ専用）SBI・米国不動産」

名 称	バンガード・リアル・エステートETF
運 用 方 針	MSCI米国・インベスタブル・マーケット・リアル・エステート・25/50・インデックスのパフォーマンスへの連動をめざします。
管 理 報 酬 等	純資産総額に対し年0.13%
基 準 通 貨	米ドル
運 用 会 社	ザ・バンガード・グループ・インク

「（ラップ専用）SBI・ゴールド」

名 称	SPDR® ゴールド・シェア	SPDR® ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト
運 用 方 針	金現物の値動きに連動する投資成果を追求します。	
管 理 報 酬 等	純資産総額に対し年0.40%	純資産総額に対し年0.10%
基 準 通 貨	米ドル	
運 用 会 社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ	

※上記内容は、今後変更となる場合があります。

(3) 【運用体制】

運用業務方法に関する社内規則に則り、以下のプロセスで運用が行われます。

① 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

② 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

最高運用責任者は、組織規定の運用部門の長とします。

③ 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において、運用の基本方針が決定されます。

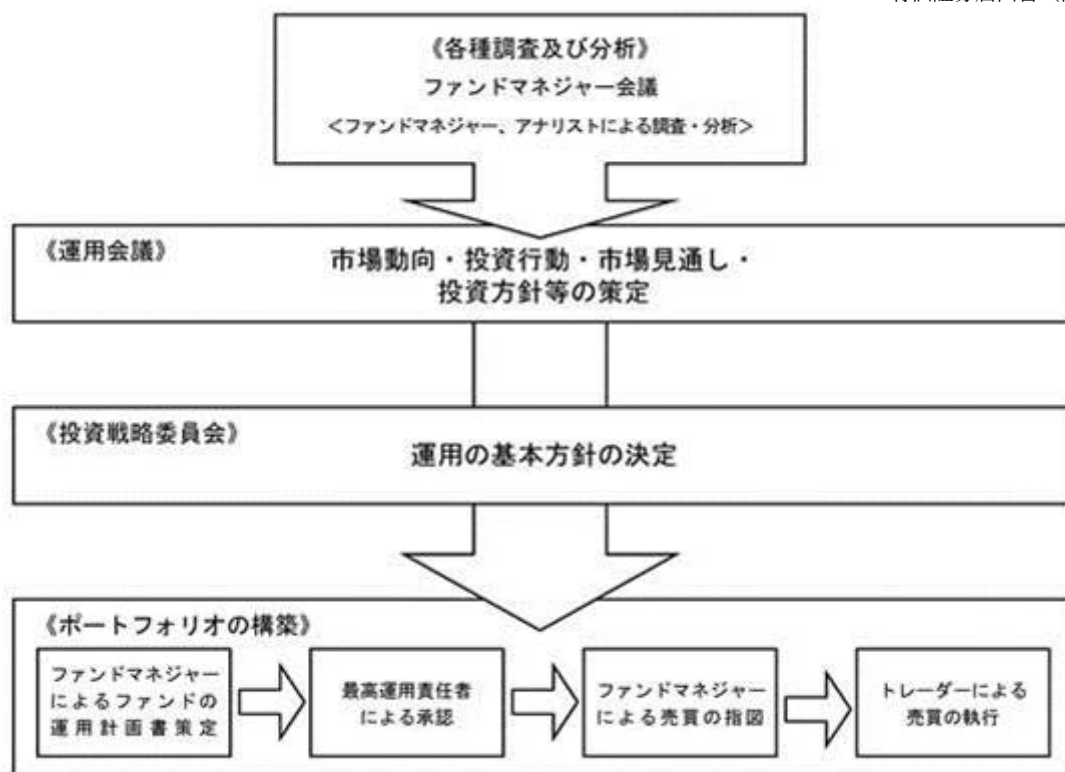
④ 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。

ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

⑤ パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。



コンプライアンス部長がファンドに係る意思決定を監督します。

＜受託会社に対する管理体制＞

受託会社（再信託先を含む）に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行い業務遂行状況を確認しています。また、受託会社より内部統制の整備及び運用状況の報告書を受け取っています。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

年1回（毎年3月22日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額は、繰越分も含めた経費控除後の配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、委託会社の判断により分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を定めず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（注） 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

(5) 【投資制限】

本ファンドは、以下の投資制限にしています。

① 信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

<WP米国株式>

- (i) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- (ii) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (iii) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (iv) 株式への直接投資は行いません。
- (v) デリバティブの直接利用は行いません。
- (vi) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (vii) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<WP先進国株式、WP新興国株式、WP米国債券、WP米国ハイイールド債券、WP新興国債券、WP米国不動産、WPゴールド>

- (i) マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。
- (ii) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- (iii) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- (iv) 株式への直接投資は行いません。
- (v) デリバティブの利用は価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- (vi) 外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
- (vii) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- (viii) 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

② 信託約款上のその他の投資制限

<WP米国株式>

(i) 有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款第20条)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の保管先のサービスを利用して、信託財産に属する公社債および上場投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 上場投資信託証券の貸付は、貸付時点において、貸付上場投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する上場投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。

② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

③ 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(ii) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第21条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(iii)外国為替予約取引の指図（信託約款第22条）

委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

＜WP先進国株式、WP新興国株式、WP米国債券、WP米国ハイイールド債券、WP新興国債券、WP米国不動産、WPゴールド＞

(i)先物取引等の運用指図、目的および範囲(信託約款第20条)

委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、わが国の金融商品取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに委託会社が適当と認める外国の金融商品取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことを指図することができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

(ii)スワップ取引の運用指図、目的および範囲(信託約款第21条)

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利、または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことを指図することができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

(ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(iii)特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款第22条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(iv)外国為替予約取引の指図（信託約款第23条）

委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

(v)デリバティブ取引等にかかる投資制限(信託約款第24条)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

③ その他の法令上の投資制限

本ファンドに適用されるその他の法令上の投資制限は以下の通りです。

委託会社は、委託会社が運用の指図を行うすべての投資信託について、信託財産として有する同一法人の発行する株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合には、かかる株式を取得することを受託会社に指図することはできません。（投信法第9条）

④ その他

(i)資金の借入れ(WP米国株式：信託約款第29条、WP先進国株式、WP新興国株式、WP米国債券、WP米国ハイイールド債券、WP新興国債券、WP米国不動産、WPゴールド：信託約款第31条)

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信

託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

- (ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- (ニ) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

3 【投資リスク】

本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産には為替リスクもあります。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割込むことがあります。信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。また、投資信託は預貯金と異なります。本ファンドの基準価額の主な変動要因としては以下のものがあります。なお、基準価額の変動要因は以下に限定されるものではありません。

各ファンドの主要なリスクは、以下①から⑧の項目のうち○印のものとなります。

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
WP米国株式	○				○	○	○	○
WP先進国株式	○				○	○	○	○
WP新興国株式	○				○	○	○	○
WP米国債券		○			○	○	○	○
WP米国ハイイールド債券		○			○	○	○	○
WP新興国債券		○			○	○	○	○
WP米国不動産			○		○	○	○	○
WPゴールド				○	○		○	○

① 株価変動リスク

一般に株式の価格は、個々の企業の活動や業績、国内外の経済・政治情勢、市場環境・需給等を反映して変動します。本ファンドはその影響により株式の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

② 債券価格変動リスク

一般に公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には下落し、本ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。特にハイイールド債券は、格付けの高い債券に比べ相対的に高い利回りが期待できる一方で価格が大きく変動する可能性や元利金の支払遅延や支払不履行などが生じるリスクが高くなります。

③ リート（不動産投資信託）の価格変動リスク

一般にリート（不動産投資信託）が投資対象とする不動産の価値及び当該不動産から得る収入は、当該国または国際的な景気、経済、社会情勢等の変化等により変動します。リート（不動産投資信託）の価格及び分配金がその影響を受け下落した場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

④ 金地金価格変動リスク

一般に、金地金の価格は金の需給関係や為替、金利の変動などを反映して変動します。需給関係は、政治・経済的事由、資源開発、政府の規制などの影響を受けます。本ファンドはその影響により金地金の価格が変動した場合、基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

⑤ 為替変動リスク

外貨建て資産へ投資する場合には、円建て資産に投資する場合の通常のリスクのほかに、為替変動による影響を受けます。本ファンドが保有する外貨建て資産の価格が対円で下落（円高）する場合、円ベースでの評価額は下落することがあり、これにより本ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

⑥ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、本ファンドの基準価額の下落要因となる

可能性があります。一般に新興国市場は、市場規模、法制度、インフラなどが限定的なこと、価格変動性が大きいこと、決済の効率性が低いことなどから当該リスクが高くなります。

⑦ 信用リスク

一般に、投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、本ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。株式の価格はデフォルト（債務不履行）や企業倒産の懸念から大きく下落（価格がゼロになることもあります。）することがあります。また、債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合等、債券価格が下落することがあります。また、組入有価証券等の発行者や取引先の経営・財務状況が悪化した場合等には当該組入有価証券の価格が下落することがあります。このような場合、本ファンドの基準価額は影響を受け、損失を被ることがあります。

⑧ 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

その他の留意点

- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 本ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待される価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券の貸付取引等を行う場合には、取引先リスク（取引の相手方（レンディング・エージェントを含みます。）の倒産等により契約が不履行になる等）が生じる場合があります。（WP米国株式のみ）
- 投資信託は預金や保険契約と異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 銀行など登録金融機関でご購入いただく投資信託は投資者保護基金の支払対象ではありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における本ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- 本ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該運用方式には運用の効率性等の利点がありますが、投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じ、マザーファンドの組入れETF（上場投資信託証券）に売買等が生じた場合等には、本ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。

基準価額とベンチマークの動きの乖離リスクについて

WP米国株式はベンチマークであるCRSP USトータル・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

ただし、主として以下の要因等により、ベンチマークの変動を基準価額の変動に適正に反映することができない場合がありますので、ご注意ください。

- ・上場投資信託証券の約定価格と基準価額の算出に使用する上場投資信託証券の価格に差が生じた場合
- ・上場投資信託証券を利用した場合において、上場投資信託証券の価格と連動対象指数の値動きに差が生じた場合
- ・上場投資信託証券の最低取引単位の影響
- ・売買委託手数料、信託報酬、監査報酬等の負担
- ・連動対象指数の採用銘柄の変更や指数の算出方法の変更等による影響

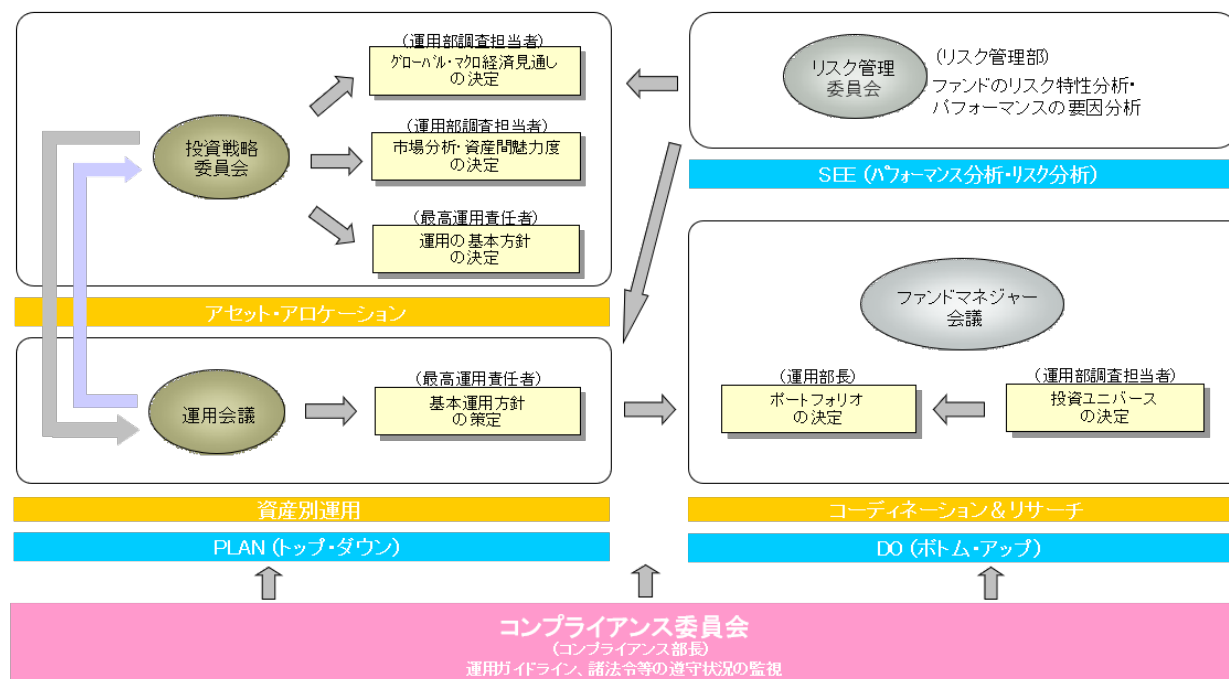
- ・大幅な変動や急激な変動、流動性の低下等により、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合

＊上記の要因は主なものであり、上記以外の要因によっても運用目標が達成できない場合があります。

《リスク管理体制》

① 運用に関するリスク管理体制

- ・委託会社では、ファンドのパフォーマンスの分析及び運用リスクの管理をリスク管理関連の各種委員会を設けて行っています。
- ・流動性リスクの管理においては、委託会社が規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



運用者の意思決定方向を調整・相互確認するために、下記の会議を運営します。

会議の名称	頻度	内 容
投資戦略委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ①運用の基本方針②市場見通し、等について協議する。
運用会議	原則月1回	最高運用責任者、運用部及び商品企画部に在籍する者をもって構成する。 ①市場動向②今月の投資行動③市場見通し④今後の投資方針、等についての情報交換、議論を行う。
リスク管理委員会	原則月1回	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成する。 ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視等を行う。
ファンドマネジャー会議	随時	運用担当者及び調査担当者をもって構成する。 個別銘柄の調査報告及び情報交換、ファンドの投資戦略について議論を行う。
未公開株投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、未公開株運用担当者、未公開株調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 未公開株式の購入及び売却の決定を行う。
組合投資委員会	随時	最高運用責任者、運用部長、組合運用担当者、組合の投資する資産の調査担当者及びコンプライアンス部長をもって構成する。 組合への新規投資及び契約変更の決定を行う。
商品検討委員会	随時	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、投信計理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 新商品等についての取扱い等の可否、商品性の変更に関連する基本事項等の審議・決定を行う。
コンプライアンス委員会	原則月1回	常勤取締役及びコンプライアンス部長をもって構成する。 法令等、顧客ガイドライン、社内ルールの遵守状況の報告及び監視を行う。
プロダクトガバナンス委員会	原則月1回	常勤取締役、運用部長、リスク管理部長、コンプライアンス部長、商品企画部長、マーケティング部長及び業務管理部長をもって構成する。 基本的商品戦略について、投資戦略委員会・運用会議・商品検討委員会の内容、市況及び業界動向を鑑みた上で決定する。また、商品戦略に係る对外公表を担当する。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

②コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、業務全般にかかる法令諸規則、社内ルール等を遵守していくための諸施策の検討や諸施策の実施状況の報告等が行われています。また、コンプライアンス部長は、遵守状況の管理・監督を行うとともに、必要に応じて当社の役職員に諸施策の実行を指示します。

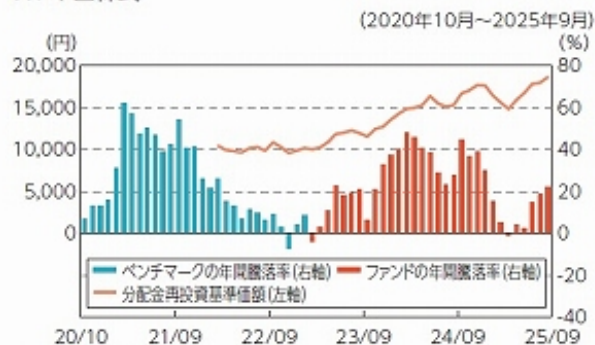
③機関化回避に関する運営

グループ内取引による機関化を回避するために、グループ企業との各種取引について監査をする外部専門家（弁護士）を選任した上で、自ら率先垂範して運営しています。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

WP米国株式



WP先進国株式



WP新興国株式



WP米国債券



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

WP米国株式



WP先進国株式



WP新興国株式



WP米国債券



(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

WP米国ハイイールド債券



WP新興国債券



WP米国不動産



WPゴールド



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

WP米国ハイイールド債券



WP新興国債券



WP米国不動産



WPゴールド



●「ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移」、「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」のグラフの説明について

- *前記の分配金再投資基準価額及び年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額及び実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *「ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較」は、過去5年間の年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンド及び他の代表的資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。なお、「WVP米国株式」の設定日以前の年間騰落率につきましては、「WVP米国株式」のベンチマークを用いて算出しております。
- *ファンドの年間騰落率算出において、過去5年間分のデータがない場合は以下のルールに基づき表示しています。
 - ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
 - ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
 - ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示しています。

〈代表的な各資産クラスの指数〉

日 本 株…Morningstar 日本株式指数

先進国株…Morningstar 先進国株式指数(除く日本)

新興国株…Morningstar 新興国株式指数

日本国債…Morningstar 日本国債指数

先進国債…Morningstar グローバル国債指数(除く日本)

新興国債…Morningstar 新興国ソブリン債指数

*海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、全て税引前利子・配当込み指数です。

〈各指数の概要〉

日 本 株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。

先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。

新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar, Inc.が発表している株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。

日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。

先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。

新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar, Inc.が発表している債券指数で、エマージング諸国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

本ファンドは、Morningstar, Inc.、又はモーニングスター・ジャパン株式会社を含むMorningstar, Inc.が支配する会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の可否、特に本ファンドに投資することの可否、または本ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」と言います)の能力について、本ファンドの受益者又は公衆に対し、明示又は黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、委託会社とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマーク及びサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社又は本ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成又は算定を行うにあたり、委託会社又は本ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、本ファンドの基準価額及び設定金額あるいは本ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または本ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、本ファンドの運営管理、マーケティング又は売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータの正確性及び／又は完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、本ファンドの受益者又はユーザー、またはその他の人又は法人が、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示又は黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックス又はそれに含まれるデータについて明示又は黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的又は使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

ありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

WP米国株式

	ファンド	ファンドの日々の純資産総額に年0.1606%（税抜：年0.146%）の率を乗じて得た額とします。当該報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 <信託報酬の配分（税抜）>		
		支払先	料率	役務の内容
		委託会社	年0.03%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
		販売会社	年0.10%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
		受託会社	年0.016%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
		上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。		
実質的な負担 ^{※ 2}	投資対象とする 投資信託証券 ^{※ 1}	年0.03%程度 ＊マザーファンド受益証券を通じて投資するETF（上場投資信託証券）の信託報酬等です。		
		年0.1906%（税込）程度 ＊ファンドが実質的に投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が負担する信託報酬率になります。		

WP先進国株式

有価証券届出書（内国役員

ファンド	ファンドの日々の純資産総額に年0.1606%（税抜：年0.146%）の率を乗じて得た額とします。当該報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ＜信託報酬の配分（税抜）＞		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.03%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年0.10%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.016%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。		
投資対象とする 投資信託証券 [※] 1	年0.03%程度 ＊マザーファンド受益証券を通じて投資するETF（上場投資信託証券）の信託報酬等です。		
実質的な負担 [※] 2	年0.1906%（税込）程度 ＊ファンドが実質的に投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が負担する信託報酬率になります。		

WP新興国株式

		ファンドの日々の純資産総額に年0.1606%（税抜：年0.146%）の率を乗じて得た額とします。当該報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ＜信託報酬の配分（税抜）＞	
ファンド	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.03%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年0.10%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.016%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。		
投資対象とする 投資信託証券※ 1	年0.07%程度 ＊マザーファンド受益証券を通じて投資するETF（上場投資信託証券）の信託報酬等です。		
実質的な負担※ ²	年0.2306%（税込）程度 ＊ファンドが実質的に投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が負担する信託報酬率になります。		

WP米国債券

有価証券届出書（附属決算）

ファンド	ファンドの日々の純資産総額に年0.1606%（税抜：年0.146%）の率を乗じて得た額とします。当該報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ＜信託報酬の配分（税抜）＞ <table> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.03%</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.10%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.016%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </table> 上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。			支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.03%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価	販売会社	年0.10%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	年0.016%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	支払先	料率	役務の内容												
	委託会社	年0.03%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価												
	販売会社	年0.10%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価												
	受託会社	年0.016%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
	投資対象とする 投資信託証券 [※] 1	年0.03%程度 ＊マザーファンド受益証券を通じて投資するETF（上場投資信託証券）の信託報酬等です。													
実質的な負担 [※] 2	年0.1906%（税込）程度 ＊ファンドが実質的に投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が負担する信託報酬率になります。														

WP米国ハイイールド債券

ファンド	ファンドの日々の純資産総額に年0.1606%（税抜：年0.146%）の率を乗じて得た額とします。当該報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ＜信託報酬の配分（税抜）＞		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.03%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年0.10%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.016%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。		
投資対象とする 投資信託証券※ 1	年0.49%程度 ＊マザーファンド受益証券を通じて投資するETF（上場投資信託証券）の信託報酬等です。		
実質的な負担※ 2	年0.6506%（税込）程度 ＊ファンドが実質的に投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が負担する信託報酬率になります。		

WP新興国債券

有価証券届出書（内容）

ファンド	ファンドの日々の純資産総額に年0.1606%（税抜：年0.146%）の率を乗じて得た額とします。当該報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 ＜信託報酬の配分（税抜）＞ <table> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.03%</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.10%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.016%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </table> 上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。			支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.03%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価	販売会社	年0.10%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	年0.016%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	支払先	料率	役務の内容												
	委託会社	年0.03%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価												
	販売会社	年0.10%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価												
	受託会社	年0.016%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
	投資対象とする投資信託証券 [※] ₁	年0.39%程度 ＊マザーファンド受益証券を通じて投資するETF（上場投資信託証券）の信託報酬等です。													
実質的な負担 [※] ₂	年0.5506%（税込）程度 ＊ファンドが実質的に投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が負担する信託報酬率になります。														

WP米国不動産

ファンド	ファンドの日々の純資産総額に年0.1606%（税抜：年0.146%）の率を乗じて得た額とします。当該報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。		
	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率		
	＜信託報酬の配分（税抜）＞		
	支払先	料率	役務の内容
	委託会社	年0.03%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価
	販売会社	年0.10%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	年0.016%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。		
投資対象とする 投資信託証券※ 1	年0.13%程度 ＊マザーファンド受益証券を通じて投資するETF（上場投資信託証券）の信託報酬等です。		
実質的な負担※ 2	年0.2906%（税込）程度 ＊ファンドが実質的に投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が負担する信託報酬率になります。		

WPゴールド

有価証券届出書（附属決算）

ファンド	ファンドの日々の純資産総額に年0.1606%（税抜：年0.146%）の率を乗じて得た額とします。当該報酬は、毎日計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。 信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率 <信託報酬の配分（税抜）> <table> <tr> <th>支払先</th> <th>料率</th> <th>役務の内容</th> </tr> <tr> <td>委託会社</td> <td>年0.03%</td> <td>ファンドの運用、基準価額の算出等の対価</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>年0.10%</td> <td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>年0.016%</td> <td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価</td> </tr> </table> 上記各支払先への料率には、別途消費税等相当額がかかります。			支払先	料率	役務の内容	委託会社	年0.03%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価	販売会社	年0.10%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価	受託会社	年0.016%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
	支払先	料率	役務の内容												
	委託会社	年0.03%	ファンドの運用、基準価額の算出等の対価												
	販売会社	年0.10%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価												
	受託会社	年0.016%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価												
	投資対象とする投資信託証券 ^{※1}	年0.40%以内 ＊マザーファンド受益証券を通じて投資するETF（上場投資信託証券）の信託報酬等です。													
実質的な負担 ^{※2}	年0.5606%（税込）以下 ＊ファンドが実質的に投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味した、投資者の皆様が負担する信託報酬率になります。														

投資者の皆様にご負担いただく手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。上記の費用等については、本書作成日現在の情報であり、今後変更される場合があります。

※1 投資対象とする投資信託証券の組入状況等により変動します。また、投資対象とする投資信託証券が変更、追加、除外された場合に変動する場合があります。

※2 この数値は目安であり、投資対象とする投資信託証券の投資状況等により変動します。

（有価証券の貸付の指図を行った場合）

有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。

その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。

この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の55.0%（税抜50.0%）以内の額が上記の運用管理費用（信託報酬）に追加されます。

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

本ファンドから支払われる費用には以下のものがあります。ただし、これらに限定されるものではありません。

- ① 有価証券売買時にかかる売買委託手数料
- ② 信託事務の処理に要する諸費用（⑥に規定する諸費用を除きます。）
- ③ 借入金の利息
- ④ 信託財産に関する租税
- ⑤ 受託会社の立替えた立替金の利息
- ⑥ その他諸費用
 - (i) 受益権の管理事務に関連する費用
 - (ii) 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷及び提出にかかる費用
 - (iii) 目論見書の作成、印刷及び交付にかかる費用
 - (iv) 信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用
 - (v) 運用報告書の作成、印刷及び交付にかかる費用
 - (vi) ファンドの受益者に対してする公告にかかる費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約にかかる事項を記載した書面の作成、印刷及び交付にかかる費用

(vii) 信託財産にかかる監査報酬

上記①～⑤の費用（それに付随する消費税等相当額を含みます。）については、ファンドからその都度支払われます。また、上記⑥その他諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用は、毎計算期の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）及び毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

なお、上記①～⑥の費用及び手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に依りて異なりますので、表示することができません。また、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

⑦ 委託会社は、上記⑥その他諸費用（それに付随する消費税等相当額を含みます。）の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる費用等の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

⑧ 上記⑦その他諸費用の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託会社が定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

⑨ 上記⑦その他諸費用の固定率または固定金額を定める場合、かかる費用等の額は、信託約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に依りて計上されます。かかる費用等（それに付随する消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

⑩ その他の報酬(WP米国株式のみ)

有価証券の貸付を行った場合に限り、その対価としての品賃料（マザーファンド（当該マザーファンドの約款において、品賃料の一部を、同マザーファンドに投資を行っている証券投資信託の報酬として収受する規定のあるものに限り。）における品賃料については、他の証券投資信託が同一のマザーファンドに投資を行っている場合は、マザーファンドの純資産総額における当該各証券投資信託の投資の時価総額に依りて、毎日按分するものとします。）の55%（税抜50%）以内の額とします。かかる費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁するものとし、委託会社と受託会社との配分は別に定めます。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

※税制が改正された場合には、変更となる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家にご確認されることをお勧めします。

① 個人の受益者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金は、配当所得として課税され、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告による総合課税（配当控除は適用されません。）もしくは申告分離課税のいずれかを選択することも可能です。

ロ. 解約金及び償還金に対する課税

換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）は譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%及び地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。

なお、源泉徴収口座（特定口座）を選択することも可能です。

② 法人の投資者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）及び償還時の差益（個別元本超過額）については配当所得として課税され、15.315%（所得税15%及び復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収が行われ

ます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。

また、原則として、益金不算入制度の適用はありません。

③ 確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金法に規定する資産管理機関の場合、収益分配金ならびに解約・償還益（個別元本超過額）については、所得税及び地方税は非課税となっております。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

<注1>個別元本について

- ① 受益者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込の場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 受益者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 受益者が収益分配金を受取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※詳しくは、販売会社または税務署等にお問い合わせください。

※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更となる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については、税務専門家に確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(ラップ専用) SBI・米国株式

(2025年9月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	63,274,887,790	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△1,643,879	△0.00
合計(純資産総額)		63,273,243,911	100.00

(ラップ専用) SBI・先進国株式

(2025年9月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	13,322,875,858	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△326,649	△0.00
合計(純資産総額)		13,322,549,209	100.00

(ラップ専用) SBI・新興国株式

(2025年9月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	28,624,926,842	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△726,437	△0.00
合計(純資産総額)		28,624,200,405	100.00

(ラップ専用) SBI・米国債券

(2025年9月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	13,296,778,811	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△336,786	△0.00
合計(純資産総額)		13,296,442,025	100.00

(ラップ専用) SBI・米国ハイイールド債券

(2025年9月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	22,509,347,072	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△578,427	△0.00
合計(純資産総額)		22,508,768,645	100.00

(ラップ専用) SBI・新興国債券

(2025年9月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	10,618,334,190	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△266,158	△0.00
合計(純資産総額)		10,618,068,032	100.00

(ラップ専用) SBI・米国不動産

(2025年9月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	16,814,288,165	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△421,776	△0.00
合計(純資産総額)		16,813,866,389	100.00

（ラップ専用）SBI・ゴールド

(2025年9月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	8,319,931,530	100.00
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	－	△205,220	△0.00
合計(純資産総額)		8,319,726,310	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

（ラップ専用）SBI・米国株式

イ．評価額上位銘柄明細

(2025年9月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	SBI・V・全米株式インデッ クス・マザーファンド	30,436,715,470	1.8345	55,836,154,530	2.0789	63,274,887,790	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ．種類別投資比率

(2025年9月30日現在)

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

（ラップ専用）SBI・先進国株式

イ．評価額上位銘柄明細

(2025年9月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	（ラップ専用）SBI・先進国 株式マザーファンド	7,830,076,908	1.4194	11,114,011,164	1.7015	13,322,875,858	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ．種類別投資比率

(2025年9月30日現在)

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

（ラップ専用）SBI・新興国株式

イ．評価額上位銘柄明細

(2025年9月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)

1	日本	親投資信託（ラップ専用）SBI・新興国 受益証券 株式マザーファンド	18,186,103,458	1.4255	25,924,290,480	1.5740	28,624,926,842	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

(2025年9月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

（ラップ専用）SBI・米国債券

イ. 評価額上位銘柄明細

(2025年9月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託（ラップ専用）SBI・米国債 受益証券 券マザーファンド		10,584,921,837	1.2142	12,852,212,095	1.2562	13,296,778,811	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

(2025年9月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券

イ. 評価額上位銘柄明細

(2025年9月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託（ラップ専用）SBI・米国ハ 受益証券 イイールド債券マザーファンド		15,198,748,867	1.4077	21,395,278,781	1.4810	22,509,347,072	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

(2025年9月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

（ラップ専用）SBI・新興国債券

イ. 評価額上位銘柄明細

(2025年9月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)

1	日本	親投資信託 受益証券	（ラップ専用）SBI・新興国 債券マザーファンド	7,496,705,867	1.3192	9,889,654,380	1.4164	10,618,334,190	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

(2025年9月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

（ラップ専用）SBI・米国不動産

イ. 評価額上位銘柄明細

(2025年9月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	（ラップ専用）SBI・米国不 動産マザーファンド	14,103,580,075	1.1362	16,024,487,682	1.1922	16,814,288,165	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

(2025年9月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

（ラップ専用）SBI・ゴールド

イ. 評価額上位銘柄明細

(2025年9月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	（ラップ専用）SBI・ゴール ドマザーファンド	3,562,071,983	1.9617	6,987,716,610	2.3357	8,319,931,530	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

ロ. 種類別投資比率

(2025年9月30日現在)

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

②【投資不動産物件】

（ラップ専用）SBI・米国株式

該当事項はありません。

（ラップ専用）SBI・先進国株式

該当事項はありません。

（ラップ専用）SBI・新興国株式

該当事項はありません。

（ラップ専用）SBI・米国債券

該当事項はありません。

（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券

該当事項はありません。

（ラップ専用）SBI・新興国債券

該当事項はありません。

（ラップ専用）SBI・米国不動産

該当事項はありません。

（ラップ専用）SBI・ゴールド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

（ラップ専用）SBI・米国株式

該当事項はありません。

（ラップ専用）SBI・先進国株式

該当事項はありません。

（ラップ専用）SBI・新興国株式

該当事項はありません。

（ラップ専用）SBI・米国債券

該当事項はありません。

（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券

該当事項はありません。

（ラップ専用）SBI・新興国債券

該当事項はありません。

（ラップ専用）SBI・米国不動産

該当事項はありません。

（ラップ専用）SBI・ゴールド

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

(ラップ専用) SBI・米国株式

期別	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2023年 3月22日)	2,170,636,054	2,170,636,054	0.9854	0.9854
第2計算期間末 (2024年 3月22日)	11,448,909,075	11,448,909,075	1.4836	1.4836
第3計算期間末 (2025年 3月24日)	33,989,804,745	33,989,804,745	1.5878	1.5878
2024年 9月末日	27,188,064,081	—	1.5275	—
10月末日	34,669,904,033	—	1.6684	—
11月末日	39,097,123,666	—	1.7041	—
12月末日	32,364,907,890	—	1.7680	—
2025年 1月末日	25,711,102,704	—	1.7620	—
2月末日	21,452,596,610	—	1.6414	—
3月末日	33,887,380,688	—	1.5593	—
4月末日	41,985,300,395	—	1.4826	—
5月末日	48,567,829,065	—	1.5912	—
6月末日	42,447,027,124	—	1.6736	—
7月末日	38,026,681,540	—	1.7814	—
8月末日	51,850,628,439	—	1.7956	—
9月末日	63,273,243,911	—	1.8633	—

(ラップ専用) SBI・先進国株式

期別	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2023年 3月22日)	2,910,977,068	2,910,977,068	1.0234	1.0234
第2計算期間末 (2024年 3月22日)	6,476,849,265	6,476,849,265	1.3744	1.3744
第3計算期間末 (2025年 3月24日)	11,101,741,309	11,101,741,309	1.4479	1.4479
2024年 9月末日	7,840,536,074	—	1.3823	—
10月末日	8,388,396,454	—	1.4165	—
11月末日	20,835,169,198	—	1.3689	—
12月末日	17,266,187,910	—	1.4082	—
2025年 1月末日	17,078,865,767	—	1.4403	—
2月末日	12,836,703,382	—	1.4128	—
3月末日	10,992,959,798	—	1.4229	—
4月末日	29,071,198,885	—	1.4036	—
5月末日	20,523,031,368	—	1.4838	—
6月末日	18,155,881,703	—	1.5388	—
7月末日	15,689,742,804	—	1.5834	—
8月末日	13,856,114,893	—	1.6194	—
9月末日	13,322,549,209	—	1.6669	—

(ラップ専用) SBI・新興国株式

期別	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末 (2023年 3月22日)	12,087,791,356	12,087,791,356	0.9549	0.9549
第2計算期間末 (2024年 3月22日)	18,669,578,136	18,669,578,136	1.1969	1.1969

第3計算期間末	(2025年 3月24日)	32,709,582,270	32,709,582,270	1.3291	1.3291
	2024年 9月末日	7,699,220,005	—	1.3017	—
	10月末日	7,927,783,780	—	1.3540	—
	11月末日	7,899,100,524	—	1.2922	—
	12月末日	14,134,172,601	—	1.3571	—
	2025年 1月末日	25,680,649,657	—	1.3347	—
	2月末日	32,585,186,173	—	1.3075	—
	3月末日	32,332,380,988	—	1.3075	—
	4月末日	16,703,771,548	—	1.2433	—
	5月末日	13,532,469,713	—	1.3197	—
	6月末日	17,158,777,351	—	1.3818	—
	7月末日	15,268,717,870	—	1.4433	—
	8月末日	14,070,518,305	—	1.4647	—
	9月末日	28,624,200,405	—	1.5540	—

（ラップ専用）SBI・米国債券

期別		純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末	（2023年 3月22日）	4,098,201,348	4,098,201,348	1.0240	1.0240
第2計算期間末	（2024年 3月22日）	22,644,162,985	22,644,162,985	1.1878	1.1878
第3計算期間末	（2025年 3月24日）	15,840,169,805	15,840,169,805	1.2264	1.2264
	2024年 9月末日	15,416,982,392	—	1.1779	—
	10月末日	16,020,522,761	—	1.2326	—
	11月末日	12,209,260,733	—	1.2169	—
	12月末日	12,558,576,979	—	1.2560	—
	2025年 1月末日	13,049,296,197	—	1.2382	—
	2月末日	19,376,657,377	—	1.2187	—
	3月末日	15,944,465,742	—	1.2240	—
	4月末日	11,928,885,210	—	1.1749	—
	5月末日	11,310,290,847	—	1.1741	—
	6月末日	10,767,130,395	—	1.1962	—
	7月末日	13,434,545,066	—	1.2341	—
	8月末日	16,252,149,077	—	1.2288	—
	9月末日	13,296,442,025	—	1.2564	—

（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券

期別		純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末	（2023年 3月22日）	939,614,342	939,614,342	1.0354	1.0354
第2計算期間末	（2024年 3月22日）	6,738,689,420	6,738,689,420	1.3052	1.3052
第3計算期間末	（2025年 3月24日）	8,248,522,534	8,248,522,534	1.3885	1.3885
	2024年 9月末日	6,578,507,735	—	1.3055	—
	10月末日	7,442,530,103	—	1.3920	—
	11月末日	9,195,051,589	—	1.3804	—
	12月末日	11,132,046,446	—	1.4356	—
	2025年 1月末日	9,544,216,688	—	1.4252	—
	2月末日	8,846,426,397	—	1.3880	—
	3月末日	8,271,567,900	—	1.3788	—
	4月末日	7,552,708,269	—	1.3251	—
	5月末日	14,077,307,670	—	1.3506	—
	6月末日	15,134,904,241	—	1.3787	—

7月末日	18,624,547,785	—	1.4270	—
8月末日	21,377,220,396	—	1.4215	—
9月末日	22,508,768,645	—	1.4495	—

（ラップ専用）SBI・新興国債券

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2023年 3月22日）	1,526,950,461	1,526,950,461	1.0051	1.0051
第2計算期間末（2024年 3月22日）	5,487,518,880	5,487,518,880	1.2583	1.2583
第3計算期間末（2025年 3月24日）	5,663,814,413	5,663,814,413	1.3239	1.3239
2024年 9月末日	4,909,458,266	—	1.2636	—
10月末日	5,366,951,051	—	1.3349	—
11月末日	5,398,387,303	—	1.3214	—
12月末日	6,671,387,786	—	1.3575	—
2025年 1月末日	6,162,828,312	—	1.3518	—
2月末日	5,884,276,002	—	1.3251	—
3月末日	5,653,707,112	—	1.3130	—
4月末日	5,728,647,842	—	1.2614	—
5月末日	8,971,260,198	—	1.2773	—
6月末日	9,218,960,780	—	1.3112	—
7月末日	9,699,941,791	—	1.3673	—
8月末日	10,512,591,188	—	1.3701	—
9月末日	10,618,068,032	—	1.4092	—

（ラップ専用）SBI・米国不動産

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2023年 3月22日）	762,632,095	762,632,095	0.8725	0.8725
第2計算期間末（2024年 3月22日）	3,327,330,766	3,327,330,766	1.0960	1.0960
第3計算期間末（2025年 3月24日）	8,228,662,156	8,228,662,156	1.1628	1.1628
2024年 9月末日	24,952,610,642	—	1.1759	—
10月末日	22,923,708,085	—	1.2524	—
11月末日	13,927,829,890	—	1.2640	—
12月末日	16,590,405,164	—	1.2051	—
2025年 1月末日	14,547,777,089	—	1.2028	—
2月末日	9,764,607,219	—	1.1954	—
3月末日	8,330,657,079	—	1.1641	—
4月末日	5,366,047,628	—	1.0907	—
5月末日	9,046,867,831	—	1.1161	—
6月末日	18,103,345,544	—	1.1222	—
7月末日	30,748,577,319	—	1.1811	—
8月末日	24,684,716,392	—	1.1785	—
9月末日	16,813,866,389	—	1.1948	—

（ラップ専用）SBI・ゴールド

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2023年 3月22日）	5,697,269,348	5,697,269,348	1.0788	1.0788
第2計算期間末（2024年 3月22日）	10,646,889,971	10,646,889,971	1.3725	1.3725
第3計算期間末（2025年 3月24日）	11,005,808,414	11,005,808,414	1.8562	1.8562

2024年 9月末日	14,742,341,309	—	1.5629	—
10月末日	16,285,998,061	—	1.7638	—
11月末日	10,925,141,724	—	1.6381	—
12月末日	13,409,337,007	—	1.7024	—
2025年 1月末日	15,185,578,335	—	1.7748	—
2月末日	15,775,684,469	—	1.7661	—
3月末日	11,247,257,989	—	1.8892	—
4月末日	5,460,337,044	—	1.9403	—
5月末日	4,979,714,963	—	1.9543	—
6月末日	8,713,534,633	—	1.9397	—
7月末日	11,853,855,609	—	1.9983	—
8月末日	9,085,146,031	—	2.0551	—
9月末日	8,319,726,310	—	2.3247	—

②【分配の推移】

（ラップ専用）SBI・米国株式

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	0.0000
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	0.0000
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	0.0000

（ラップ専用）SBI・先進国株式

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	0.0000
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	0.0000
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	0.0000

（ラップ専用）SBI・新興国株式

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	0.0000
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	0.0000
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	0.0000

（ラップ専用）SBI・米国債券

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	0.0000
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	0.0000
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	0.0000

（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	0.0000
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	0.0000
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	0.0000

（ラップ専用）SBI・新興国債券

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	0.0000
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	0.0000

第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	0.0000

（ラップ専用）SBI・米国不動産

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	0.0000
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	0.0000
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	0.0000

（ラップ専用）SBI・ゴールド

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	0.0000
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	0.0000
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	0.0000

③【収益率の推移】

（ラップ専用）SBI・米国株式

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	△1.5
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	50.6
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	7.0
第4中間計算期間末	2025年 3月25日～2025年 9月24日	16.6

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（ラップ専用）SBI・先進国株式

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	2.3
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	34.3
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	5.3
第4中間計算期間末	2025年 3月25日～2025年 9月24日	14.7

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（ラップ専用）SBI・新興国株式

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	△4.5
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	25.3
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	11.0
第4中間計算期間末	2025年 3月25日～2025年 9月24日	16.4

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（ラップ専用）SBI・米国債券

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	2.4

第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	16.0
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	3.2
第4中間計算期間末	2025年 3月25日～2025年 9月24日	1.8

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	3.5
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	26.1
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	6.4
第4中間計算期間末	2025年 3月25日～2025年 9月24日	3.7

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（ラップ専用）SBI・新興国債券

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	0.5
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	25.2
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	5.2
第4中間計算期間末	2025年 3月25日～2025年 9月24日	5.9

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（ラップ専用）SBI・米国不動産

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	△12.8
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	25.6
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	6.1
第4中間計算期間末	2025年 3月25日～2025年 9月24日	2.4

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（ラップ専用）SBI・ゴールド

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	7.9
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	27.2
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	35.2
第4中間計算期間末	2025年 3月25日～2025年 9月24日	22.3

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数を記載しております。

なお、第1計算期間の収益率は、前計算期間末（設定時）の基準価額を10,000円として計算しております。

（４）【設定及び解約の実績】

（ラップ専用）SBI・米国株式

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	17,814,200,094	15,611,465,161	2,202,734,933
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	10,165,045,286	4,650,882,307	7,716,897,912
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	41,216,283,789	27,526,863,687	21,406,318,014
第4中間計算期間末	2025年 3月25日～2025年 9月24日	26,252,057,227	14,139,149,805	33,519,225,436

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。
第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（ラップ専用）SBI・先進国株式

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	9,620,679,117	6,776,271,578	2,844,407,539
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	4,585,018,590	2,716,856,759	4,712,569,370
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	14,043,819,234	11,088,835,205	7,667,553,399
第4中間計算期間末	2025年 3月25日～2025年 9月24日	15,712,792,873	15,460,774,887	7,919,571,385

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。
第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（ラップ専用）SBI・新興国株式

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	13,630,527,222	971,744,169	12,658,783,053
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	27,259,717,260	24,319,910,149	15,598,590,164
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	24,716,436,681	15,704,488,594	24,610,538,251
第4中間計算期間末	2025年 3月25日～2025年 9月24日	13,488,420,857	19,960,615,046	18,138,344,062

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。
第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（ラップ専用）SBI・米国債券

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	10,021,447,878	6,019,131,224	4,002,316,654
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	32,374,316,265	17,312,764,126	19,063,868,793
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	17,703,948,192	23,851,496,593	12,916,320,392
第4中間計算期間末	2025年 3月25日～2025年 9月24日	9,303,374,058	11,756,813,466	10,462,880,984

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。
第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	3,353,666,182	2,446,180,138	907,486,044
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	8,277,684,984	4,022,356,425	5,162,814,603
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	10,560,871,414	9,783,250,787	5,940,435,230
第4中間計算期間末	2025年 3月25日～2025年 9月24日	12,061,899,845	2,639,344,021	15,362,991,054

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。
第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（ラップ専用）SBI・新興国債券

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	2,777,448,713	1,258,220,489	1,519,228,224
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	5,503,972,232	2,662,278,245	4,360,922,211
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	3,584,607,739	3,667,543,541	4,277,986,409
第4中間計算期間末	2025年 3月25日～2025年 9月24日	5,854,367,703	2,668,375,362	7,463,978,750

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。
第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(ラップ専用) SBI・米国不動産

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	5,158,655,518	4,284,580,986	874,074,532
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	2,884,324,795	722,593,438	3,035,805,889
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	38,203,865,053	34,163,283,734	7,076,387,208
第4中間計算期間末	2025年 3月25日～2025年 9月24日	24,692,273,750	17,925,178,284	13,843,482,674

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。
第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(ラップ専用) SBI・ゴールド

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1計算期間末	2022年 3月23日～2023年 3月22日	8,783,437,250	3,502,177,059	5,281,260,191
第2計算期間末	2023年 3月23日～2024年 3月22日	8,727,621,020	6,251,861,113	7,757,020,098
第3計算期間末	2024年 3月23日～2025年 3月24日	7,016,361,602	8,844,031,973	5,929,349,727
第4中間計算期間末	2025年 3月25日～2025年 9月24日	4,303,712,568	6,690,177,033	3,542,885,262

(注)本邦外における設定及び解約の実績はありません。
第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます

（参考）

SBI・V・全米株式インデックス・マザーファンド

投資状況

(2025年 9月30日現在)

資産の種類	国名／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	アメリカ	409,485,260,133	99.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	3,088,801,534	0.75
合計(純資産総額)		412,574,061,667	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2025年 9月30日現在)

国／ 地域	種 類	銘 柄 名	数 量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD TOTAL STOCK MKT ETF	8,408,555	45,968.62	386,529,674,169	48,698.64	409,485,260,133	99.25

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別構成比率

(2025年 9月30日現在)

種 類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	99.25
合 計	99.25

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考）

（ラップ専用）SBI・先進国株式マザーファンド

投資状況

(2025年 9月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	13,153,435,549	98.72
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	－	169,804,251	1.27
合計(純資産総額)		13,323,239,800	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	－	41,830,784	0.31

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2025年 9月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (％)
1	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	1,479,639	7,543.28	11,161,337,143	8,889.62	13,153,435,549	98.73

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別構成比率

(2025年 9月30日現在)

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.73
合計	98.73

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (％)
為替予約取引	米ドル	買建	281,000.00	41,831,374	41,830,784	0.31

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（参考）

（ラップ専用）SBI・新興国株式マザーファンド

投資状況

(2025年 9月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	28,000,834,623	97.82
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	623,560,663	2.17
合計(純資産総額)		28,624,395,286	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	77,409,280	0.27

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2025年 9月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	3,486,773	7,330.42	25,559,515,761	8,030.58	28,000,834,623	97.82

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別構成比率

(2025年 9月30日現在)

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.82
合計	97.82

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	520,000.00	77,410,372	77,409,280	0.27

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(参考)

(ラップ専用) SBI・米国債券マザーファンド

投資状況

(2025年 9月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	アメリカ	13,054,478,245	98.17
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	242,459,422	1.82
合計(純資産総額)		13,296,937,667	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	買建	—	43,021,696	0.32

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2025年 9月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD TOTAL BOND MARKET	1,178,556	10,911.32	12,859,610,794	11,076.67	13,054,478,245	98.18

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別構成比率

(2025年 9月30日現在)

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	98.18
合計	98.18

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	289,000.00	43,022,302	43,021,696	0.32

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

(参考)

(ラップ専用) SBI・米国ハイイールド債券マザーファンド

投資状況

(2025年 9月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	22,007,513,244	97.77
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	501,637,566	2.22
合計(純資産総額)		22,509,150,810	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	73,241,088	0.32

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2025年 9月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資信託 受益証券	ISHARES IBOXX H/Y CORPORATION BOND	1,820,001	11,814.18	21,501,824,787	12,092.03	22,007,513,244	97.77

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別構成比率

(2025年 9月30日現在)

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.77
合計	97.77

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	492,000.00	73,242,121	73,241,088	0.32

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（参考）

（ラップ専用）SBI・新興国債券マザーファンド

投資状況

(2025年 9月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	10,365,467,331	97.61
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	253,049,363	2.38
合計(純資産総額)		10,618,516,694	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2025年 9月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資信託受益証券	ISHARES JP MORGAN USD EMERGI	729,877	13,536.93	9,880,294,507	14,201.66	10,365,467,331	97.62

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別構成比率

(2025年 9月30日現在)

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.62
合計	97.62

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考)

(ラップ専用) SBI・米国不動産マザーファンド

投資状況

(2025年 9月30日現在)

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	16,384,006,082	97.44
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	430,028,213	2.55
合計(純資産総額)		16,814,034,295	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
為替予約取引	買建	—	43,170,560	0.25

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(2025年 9月30日現在)

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資信託受益証券	VANGUARD REIT ETF	1,208,659	13,354.37	16,140,883,851	13,555.52	16,384,006,082	97.44

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別構成比率

(2025年 9月30日現在)

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	97.44
合計	97.44

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建／ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	290,000.00	43,171,169	43,170,560	0.25

(注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

（参考）

（ラップ専用）SBI・ゴールドマザーファンド

投資状況

（2025年 9月30日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	アメリカ	8,156,598,442	98.03
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	163,498,974	1.96
合計(純資産総額)		8,320,097,416	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

（2025年 9月30日現在）

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	投資信託受益証券	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	722,585	9,720.35	7,023,786,269	11,288.08	8,156,598,442	98.03

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別・業種別構成比率

（2025年 9月30日現在）

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.03
合計	98.03

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(参考情報)

WP米国株式

基準価額・純資産の推移

(基準日：2025年9月30日)

(設定日(2022年3月23日)～2025年9月30日)



※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額(1万口当たり)	18,633円
純資産総額	632.73億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2023年3月22日)	0円
第2期(2024年3月22日)	0円
第3期(2025年3月24日)	0円
設定来累計	0円

構成比率

	比率
マザーファンド	100.0%
現金等	0.0%
合計	100.0%

主要な資産の状況(マザーファンド)

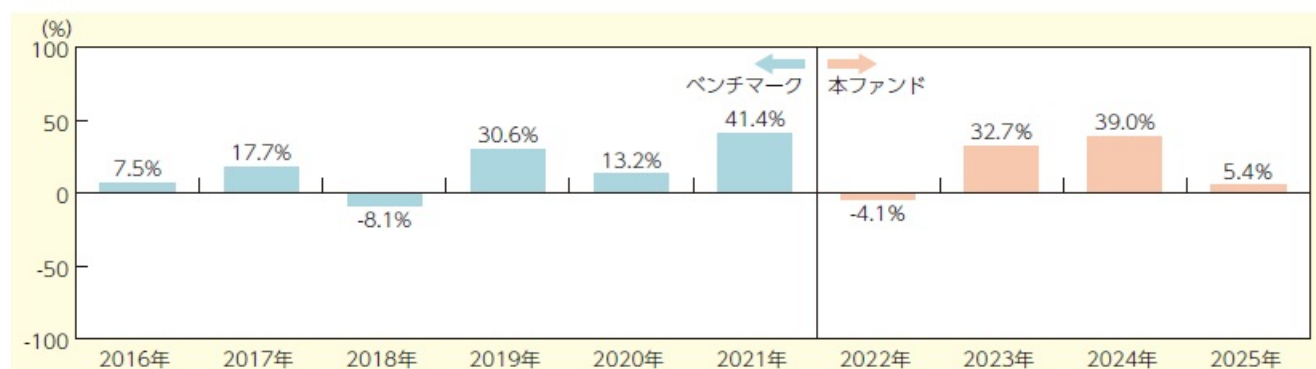
※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《組入銘柄》

投資対象ファンドの名称	種類	国/地域	通貨	比率
バンガード・トータル・ストック・マーケットETF	投資信託証券	米国	米ドル	99.3%
現金等				0.7%
合計				100.0%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2021年まではベンチマーク(CRSP USTotal・マーケット・インデックス(配当込み、円換算ベース))の騰落率です。

※ベンチマークの年間収益率は国内の取引所の営業日に準じて算出しております。

※2022年は設定日2022年3月23日から年末まで、2025年は年初から9月末までの騰落率です。

※ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

WP先進国株式

基準価額・純資産の推移

(基準日：2025年9月30日)

(設定日(2022年3月23日)～2025年9月30日)



基準価額(1万口当たり)	16,669円
純資産総額	133.22億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2023年3月22日)	0円
第2期(2024年3月22日)	0円
第3期(2025年3月24日)	0円
設定来累計	0円

構成比率

	比率
マザーファンド	100.0%
現金等	0.0%
合計	100.0%

主要な資産の状況(マザーファンド)

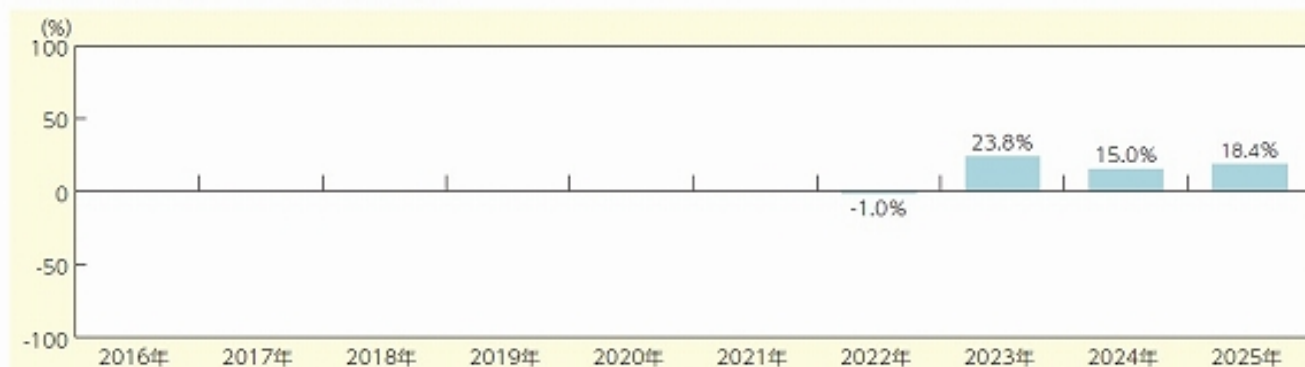
※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。
 ※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《組入銘柄》

投資対象ファンドの名称	種類	国/地域	通貨	比率
バンガード・FTSE・ディベロップド・マーケットETF	投資信託証券	米国	米ドル	98.7%
現金等				1.3%
合計				100.0%

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
 ※2022年は設定日2022年3月23日から年末まで、2025年は年初から9月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

WP新興国株式

基準価額・純資産の推移

(基準日：2025年9月30日)

(設定日(2022年3月23日)～2025年9月30日)



基準価額(1万口当たり)	15,540円
純資産総額	286.24億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2023年3月22日)	0円
第2期(2024年3月22日)	0円
第3期(2025年3月24日)	0円
設定来累計	0円

構成比率

	比率
マザーファンド	100.0%
現金等	0.0%
合計	100.0%

主要な資産の状況(マザーファンド)

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

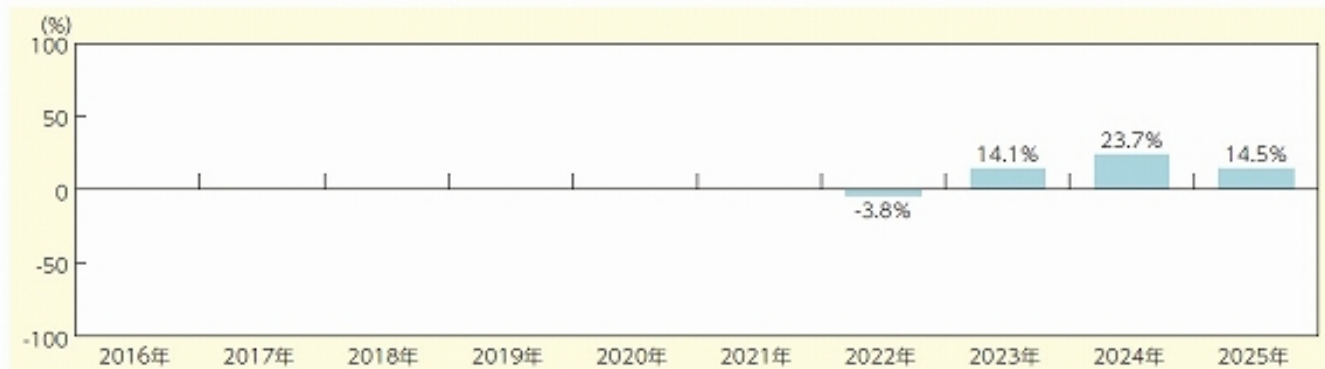
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《組入銘柄》

投資対象ファンドの名称	種類	国/地域	通貨	比率
バンガード・FTSE・エマージング・マーケットETF	投資信託証券	米国	米ドル	97.8%
現金等				2.2%
合計				100.0%

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

WP米国債券

基準価額・純資産の推移

(基準日：2025年9月30日)

(設定日(2022年3月23日)～2025年9月30日)



基準価額(1万口当たり)	12,564円
純資産総額	132.96億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2023年3月22日)	0円
第2期(2024年3月22日)	0円
第3期(2025年3月24日)	0円
設定来累計	0円

構成比率

	比率
マザーファンド	100.0%
現金等	0.0%
合計	100.0%

主要な資産の状況(マザーファンド)

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

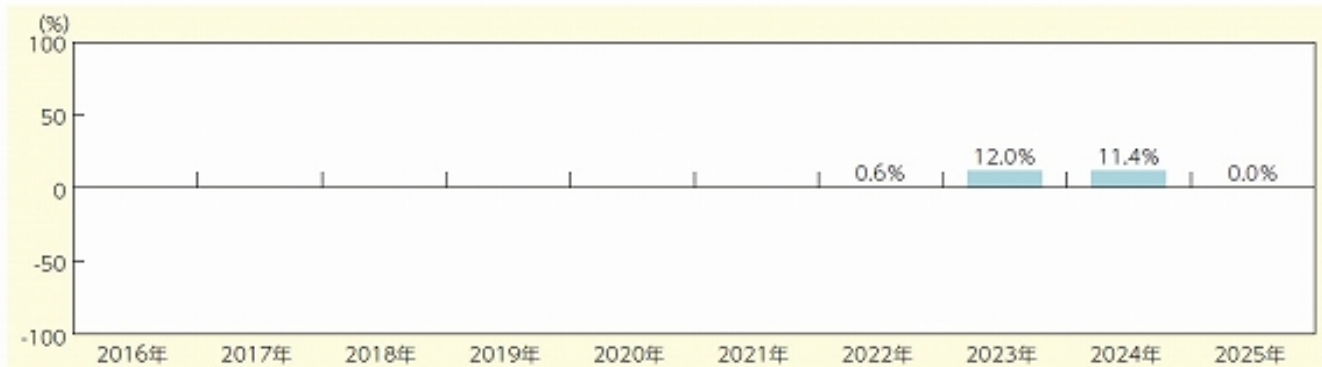
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《組入銘柄》

投資対象ファンドの名称	種類	国/地域	通貨	比率
バンガード・トータル・ボンド・マーケットETF	投資信託証券	米国	米ドル	98.2%
現金等				1.8%
合計				100.0%

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

WP米国ハイイールド債券

基準価額・純資産の推移

（基準日：2025年9月30日）

（設定日（2022年3月23日）～2025年9月30日）



基準価額(1万口当たり)	14,495円
純資産総額	225.08億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2023年3月22日)	0円
第2期(2024年3月22日)	0円
第3期(2025年3月24日)	0円
設定来累計	0円

構成比率

	比率
マザーファンド	100.0%
現金等	0.0%
合計	100.0%

主要な資産の状況(マザーファンド)

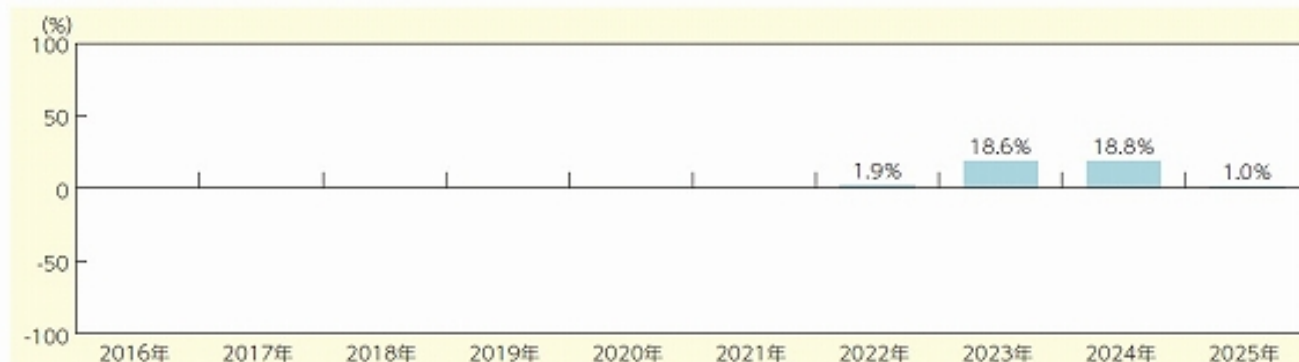
※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《組入銘柄》

投資対象ファンドの名称	種類	国/地域	通貨	比率
シェアーズ iBoxx 米ドル建てハイイールド社債ETF	投資信託証券	米国	米ドル	97.8%
現金等				2.2%
合計				100.0%

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
※2022年は設定日2022年3月23日から年末まで、2025年は年初から9月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

WP新興国債券

基準価額・純資産の推移

(基準日：2025年9月30日)

(設定日(2022年3月23日)～2025年9月30日)



※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額(1万口当たり)	14,092円
純資産総額	106.18億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2023年3月22日)	0円
第2期(2024年3月22日)	0円
第3期(2025年3月24日)	0円
設定来累計	0円

構成比率

	比率
マザーファンド	100.0%
現金等	0.0%
合計	100.0%

主要な資産の状況(マザーファンド)

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《組入銘柄》

投資対象ファンドの名称	種類	国/地域	通貨	比率
iシェアーズ J.P. モルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF	投資信託証券	米国	米ドル	97.6%
現金等				2.4%
合計				100.0%

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2022年は設定日2022年3月23日から年末まで、2025年は年初から9月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

WP米国不動産

基準価額・純資産の推移

（基準日：2025年9月30日）

（設定日（2022年3月23日）～2025年9月30日）



※基準価額及び分配金再投資基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

基準価額(1万口当たり)	11,948円
純資産総額	168.13億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2023年3月22日)	0円
第2期(2024年3月22日)	0円
第3期(2025年3月24日)	0円
設定来累計	0円

構成比率

	比率
マザーファンド	100.0%
現金等	0.0%
合計	100.0%

主要な資産の状況(マザーファンド)

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。

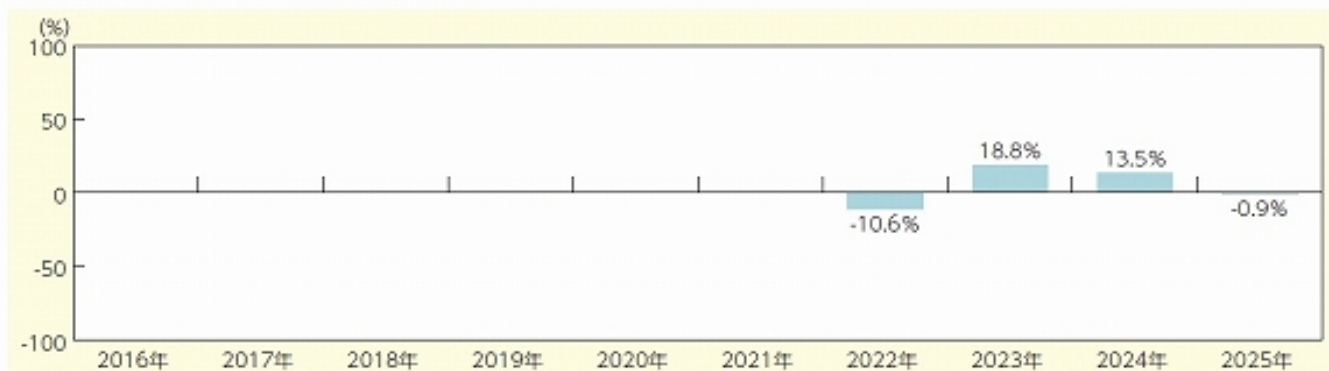
※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《組入銘柄》

投資対象ファンドの名称	種類	国／地域	通貨	比率
バンガード・リアル・エーステートETF	投資信託証券	米国	米ドル	97.4%
現金等				2.6%
合計				100.0%

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。

※2022年は設定日2022年3月23日から年末まで、2025年は年初から9月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

WPゴールド

基準価額・純資産の推移

(基準日：2025年9月30日)

(設定日(2022年3月23日)～2025年9月30日)



基準価額(1万口当たり)	23,247円
純資産総額	83.19億円

分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算期	金額
第1期(2023年3月22日)	0円
第2期(2024年3月22日)	0円
第3期(2025年3月24日)	0円
設定来累計	0円

構成比率

	比率
マザーファンド	100.0%
現金等	0.0%
合計	100.0%

主要な資産の状況(マザーファンド)

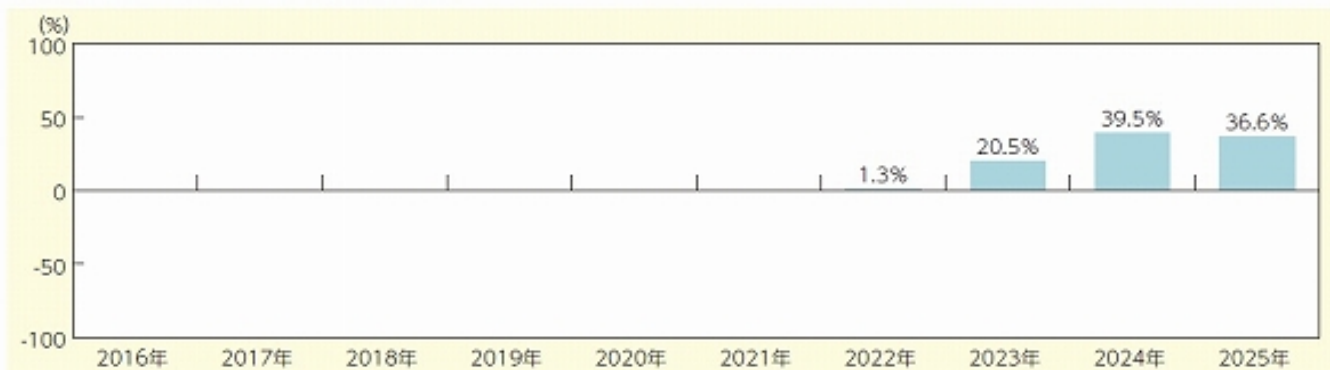
※比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率を表示しています。
 ※比率は表示単位未満を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

《組入銘柄》

投資対象ファンドの名称	種類	国/地域	通貨	比率
SPDR [®] ゴールド・ミニシェアーズ・トラスト	投資信託証券	米国	米ドル	98.0%
現金等				2.0%
合計				100.0%

年間収益率の推移(暦年ベース)

本ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの年間収益率は、分配金再投資基準価額の騰落率です。
 ※2022年は設定日2022年3月23日から年末まで、2025年は年初から9月末までの騰落率です。

最新の運用実績は、委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。
 ※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書の作成対象期間は2024年3月23日～2025年3月24日です。

<(ラップ専用)SBI・米国株式>

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.21%	0.16%	0.05%

<(ラップ専用)SBI・先進国株式>

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.23%	0.16%	0.07%

<(ラップ専用)SBI・新興国株式>

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.26%	0.16%	0.1%

<(ラップ専用)SBI・米国債券>

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.21%	0.16%	0.05%

<(ラップ専用)SBI・米国ハイイールド債券>

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.67%	0.16%	0.51%

<(ラップ専用)SBI・新興国債券>

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.58%	0.16%	0.42%

<(ラップ専用)SBI・米国不動産>

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.31%	0.16%	0.15%

<(ラップ専用)SBI・ゴールド>

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.57%	0.16%	0.41%

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※各比率は、年率換算した値です。なお、四捨五入の関係により、合計が一致しない場合があります。

※投資先ファンドとは、当ファンドまたはマザーファンドが組み入れている投資信託証券(マザーファンドを除く)であり、運用会社等より入手した概算値を使用している場合があります。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

(i) お申込日

毎営業日お申込いただけます。

原則として、営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

ただし、継続申込期間中は、取得申込日当日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、受付を行いません。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>

(ii) お申込単位

- ・ 分配金の受取方法により、お申込には2つの方法があります。（販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります）

- ・ お申込単位は、各販売会社が定めるものとします。

① 分配金受取コース

② 分配金再投資コース

再投資される収益分配金については1口単位とします。

取得申込に際して、本ファンドにかかる「自動けいぞく投資契約」（取扱販売会社によっては名称が異なる場合もございます。）を取扱販売会社との間で結んでいただきます。

また、確定拠出年金を通じて取得申込を行う場合は、当該定めにしたがうものとします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、上記(i)に記載の照会先においてもご確認いただけます。

(iii) お申込価額

取得申込受付日の翌営業日に算出される基準価額

(iv) お申込手数料

ありません。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。

委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、及びすでに受付けた取得申込みを取消することができます。

なお、取得申込みの受付が中止または取消された場合には、受益者は当該受付中止または取消し以前に行った当日の取得申込みを撤回できます。ただし、受益者がその取得申込みを撤回しない場合には、当該受益権の取得の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に取得申込みを受付けたものとし、上記の規定に準じて算出した価額とします。

2 【換金（解約）手続等】

a. 換金の受付

毎営業日お申込みいただけます。

原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日のお申込みとします。

上記時間を過ぎての受付は、翌営業日のお取扱いとなります。

ただし、換金申込日当日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの商業銀行のいずれかの休業日にあたる場合には、受付を行いません。

詳しくは販売会社へお問い合わせください。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）

電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）

ホームページ <https://www.sbi-am.co.jp/>

b. 換金単位

最低単位を1円単位または1口単位として、販売会社が定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

換金単位は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。

なお、上記に記載の照会先においてもご確認いただけます。

c. 換金価額

解約請求受付日の翌営業日に算出される基準価額となります。

換金手数料はありません。基準価額については、上記a.の照会先においてもご確認いただけます。

d. 換金代金のお支払い

原則として、換金代金は、受益者の一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して5営業日目からお支払いします。

e. その他

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約または換金の請求金額が多額となる場合には制限を設ける場合があります。

上記にかかわらず、委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及びすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

なお、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の解約請求受付期間に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、上記の規定に準じて計算された価額とします。

※本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

(i) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されます。

(ii) 主な投資対象資産の評価方法

マザーファンド	原則として、基準価額計算日の基準価額で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客電信売買相場の仲値で円換算を行います。

(iii) 基準価額の算出頻度・照会方法等

本ファンドの基準価額は毎営業日算出されます。最新の基準価額（1万口当たり）は最寄りの取扱販売会社にお問い合わせいただければ、いつでもお知らせいたします。また、日本経済新聞にも原則として計算日の翌日付の朝刊に基準価額（1万口当たり）が掲載されています。なお、下記照会先においてもご確認いただけます。

委託会社における照会先：

SBIアセットマネジメント株式会社（委託会社）
 電話番号 03-6229-0097（受付時間：毎営業日の午前9時～午後5時）
 ホームページ <https://www.sbiam.co.jp/>

(2) 【保管】

本ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まるため、原則として受益証券は発行されません。したがって、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

本ファンドの信託期間は2022年3月23日から開始し、原則として無期限です。

ただし、後記の「(5) その他」の規定等によりファンドを償還させることがあります。

(4) 【計算期間】

この信託の計算期間は、毎年3月23日から翌年3月22日までとすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

(i) 信託の終了

＜WP米国株式＞

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、CRSP US トータル・マーケット・インデックスが改廃されたとき、または、本ファンドの実質的な投資対象であるETF（上場投資信託証券）が上場廃止となるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 前記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記②から④までに規定する手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

＜WP先進国株式、WP新興国株式、WP米国債券、WP米国ハイイールド債券、WP新興国債券、WP米国不動産、WPゴールド＞

- ① 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、または、本ファンドの実質的な投資対象であるETF（上場投資信託証券）が上場廃止となるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託会社は、前記①の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ⑤ 前記②から④までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記②から④までに規定する手続きを行うことが困難な場合にも適用しません。

(ii) その他の事由による信託の終了

委託会社は、監督官庁より、この信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは委託会社は、この信託契約を解約し信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、下記「(iii) 約款変更」②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

(iii) 約款変更

- ① 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- ② 委託会社は、前記①の事項（前記①の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款変更の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前記②の書面決議において、受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができま。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 前記②の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ⑥ 前記②から⑤までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ⑦ 前記①から⑥の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる1つまたは複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

(iv) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.sbi-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日刊工業新聞に掲載します。

(v) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

本ファンドは、受益者が信託約款の規定による一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、前記(i)の信託契約の解約または前記(iii)の重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(vi) 運用報告書の作成

ファンドは、毎計算期末（毎年3月22日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。）及び信託終了時に期中の運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

(vii) 関係法人との契約の更改

募集・販売契約

委託会社と販売会社との間の募集・販売契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、1年ごとに自動的に更新されます。募集・販売契約は、当事者間の合意により変更することができます。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(i) 収益分配金・償還金の請求権

受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を所有する受益権の口数に応じて委託会社に請求する権利を有します。収益分配金の請求権は支払開始日から5年間、償還金の請求権は支払開始日から10年間その支払いを請求しないときはその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（注）本ファンドの受益権は、振替制度の適用を受けており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。

(ii) 換金請求権

受益者は、保有する受益権について販売会社に換金を請求する権利を有します。

(iii) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、その営業時間内に本ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧・謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

（ラップ専用）SBI・米国株式
（ラップ専用）SBI・先進国株式
（ラップ専用）SBI・新興国株式
（ラップ専用）SBI・米国債券
（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券
（ラップ専用）SBI・新興国債券
（ラップ専用）SBI・米国不動産
（ラップ専用）SBI・ゴールド

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（2024年3月23日から2025年3月24日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1【財務諸表】

【（ラップ専用）SBI・米国株式】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,704	25,962
親投資信託受益証券	11,456,778,872	34,014,767,004
未収入金	39,130,000	81,380,000
流動資産合計	11,495,928,576	34,096,172,966
資産合計	11,495,928,576	34,096,172,966
負債の部		
流動負債		
未払解約金	39,113,737	81,371,953
未払受託者報酬	824,153	2,697,085
未払委託者報酬	6,696,214	21,913,779
その他未払費用	385,397	385,404
流動負債合計	47,019,501	106,368,221
負債合計	47,019,501	106,368,221
純資産の部		
元本等		
元本	7,716,897,912	21,406,318,014
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,732,011,163	12,583,486,731
（分配準備積立金）	2,193,044,454	661,441,391
元本等合計	11,448,909,075	33,989,804,745
純資産合計	11,448,909,075	33,989,804,745
負債純資産合計	11,495,928,576	34,096,172,966

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,798,236,072	2,270,318,132
営業収益合計	2,798,236,072	2,270,318,132
営業費用		
受託者報酬	1,171,005	4,527,705
委託者報酬	9,514,313	36,787,431
その他費用	1,256,988	1,051,035
営業費用合計	11,942,306	42,366,171
営業利益又は営業損失（△）	2,786,293,766	2,227,951,961
経常利益又は経常損失（△）	2,786,293,766	2,227,951,961
当期純利益又は当期純損失（△）	2,786,293,766	2,227,951,961
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	567,173,860	2,259,385,097
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△32,098,879	3,732,011,163
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,154,364,987	24,000,488,909
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	2,154,364,987	24,000,488,909
剰余金減少額又は欠損金増加額	609,374,851	15,117,580,205
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	609,374,851	15,117,580,205
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,732,011,163	12,583,486,731

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月23日から翌年3月22日までとしておりますが、当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2024年3月23日から2025年3月24日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	7,716,897,912口	21,406,318,014口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.4836円 (14,836円)	1.5878円 (15,878円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日			第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	76,506,835円	費用控除後の配当等収益額	A	235,567,211円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,106,618,491円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	1,538,966,709円	収益調整金額	C	11,922,045,340円
分配準備積立金額	D	9,919,128円	分配準備積立金額	D	425,874,180円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,732,011,163円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	12,583,486,731円
当ファンドの期末残存口数	F	7,716,897,912口	当ファンドの期末残存口数	F	21,406,318,014口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,836円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	5,878円
10,000口当たり分配金額	H	-円	10,000口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左 ①市場リスクの管理 同左 ②信用リスクの管理 同左 ③流動性リスクの管理 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	2,266,793,639	74,939,323
合計	2,266,793,639	74,939,323

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,202,734,933円	7,716,897,912円
期中追加設定元本額	10,165,045,286円	41,216,283,789円
期中一部解約元本額	4,650,882,307円	27,526,863,687円

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****（１）株式**

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	S B I ・ V ・ 全米株式インデックス・マザーファンド	19,215,211,278	34,014,767,004	
合計		19,215,211,278	34,014,767,004	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド（（ラップ専用）SBI・米国株式）は、「SBI・V・全米株式インデックス・マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年3月24日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

SBI・V・全米株式インデックス・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年3月24日現在

資産の部	
流動資産	
預金	198,281
コール・ローン	2,049,994,001
投資信託受益証券	325,161,004,448
未収利息	19,657
流動資産合計	327,211,216,387
資産合計	327,211,216,387
負債の部	
流動負債	
未払解約金	263,530,000
流動負債合計	263,530,000
負債合計	263,530,000
純資産の部	
元本等	
元本	184,690,382,063
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	142,257,304,324
元本等合計	326,947,686,387
純資産合計	326,947,686,387
負債純資産合計	327,211,216,387

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場によっております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年3月24日現在
1. 計算日における受益権の総数	184,690,382,063口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.7702円 (17,702円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年3月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	2025年3月24日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	3,436,496,989
合計	3,436,496,989

（注）当期間の損益に含まれた評価差額は、本マザーファンドの期首から計算日までの期間に対応するものであります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	155,975,209,209円
期中追加設定元本額	73,308,830,093円
期中一部解約元本額	44,593,657,239円
期末元本額	184,690,382,063円
元本の内訳※	
SBI・V・全米株式インデックス・ファンド	165,475,170,785円
（ラップ専用）SBI・米国株式	19,215,211,278円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	VANGUARD TOTAL STOCK MKT ETF	7,784,236	2,170,634,208.60	
アメリカドル小計			7,784,236	2,170,634,208.60 (325,161,004,448)	
合 計				325,161,004,448 (325,161,004,448)	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	99.45%	100.00%

(注)「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

【（ラップ専用）SBI・先進国株式】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,537	29,060
親投資信託受益証券	6,480,690,181	11,113,193,817
未収入金	20,240,000	29,940,000
流動資産合計	6,500,952,718	11,143,162,877
資産合計	6,500,952,718	11,143,162,877
負債の部		
流動負債		
未払解約金	20,231,719	29,937,023
未払受託者報酬	382,071	1,216,355
未払委託者報酬	3,104,264	9,882,792
その他未払費用	385,399	385,398
流動負債合計	24,103,453	41,421,568
負債合計	24,103,453	41,421,568
純資産の部		
元本等		
元本	4,712,569,370	7,667,553,399
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,764,279,895	3,434,187,910
（分配準備積立金）	925,167,204	686,269,176
元本等合計	6,476,849,265	11,101,741,309
純資産合計	6,476,849,265	11,101,741,309
負債純資産合計	6,500,952,718	11,143,162,877

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,103,270,960	597,103,636
営業収益合計	1,103,270,960	597,103,636
営業費用		
支払利息	1	-
受託者報酬	581,912	1,866,181
委託者報酬	4,727,906	15,162,564
その他費用	1,256,991	1,051,027
営業費用合計	6,566,810	18,079,772
営業利益又は営業損失（△）	1,096,704,150	579,023,864
経常利益又は経常損失（△）	1,096,704,150	579,023,864
当期純利益又は当期純損失（△）	1,096,704,150	579,023,864
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	150,496,642	181,176,946
期首剰余金又は期首欠損金（△）	66,569,529	1,764,279,895
剰余金増加額又は欠損金減少額	897,625,064	5,608,509,125
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	897,625,064	5,608,509,125
剰余金減少額又は欠損金増加額	146,122,206	4,336,448,028
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	146,122,206	4,336,448,028
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,764,279,895	3,434,187,910

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月23日から翌年3月22日までとしておりますが、当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2024年3月23日から2025年3月24日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	4,712,569,370口	7,667,553,399口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3744円 (13,744円)	1.4479円 (14,479円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日			第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	114,625,843円	費用控除後の配当等収益額	A	334,433,081円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	797,719,377円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	63,413,837円
収益調整金額	C	839,112,691円	収益調整金額	C	2,747,918,734円
分配準備積立金額	D	12,821,984円	分配準備積立金額	D	288,422,258円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,764,279,895円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,434,187,910円
当ファンドの期末残存口数	F	4,712,569,370口	当ファンドの期末残存口数	F	7,667,553,399口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,743円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	4,478円
10,000口当たり分配金額	H	-円	10,000口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。	同左
	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	①市場リスクの管理 同左
	②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	②信用リスクの管理 同左
	③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	③流動性リスクの管理 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	974,835,845	446,996,012
合計	974,835,845	446,996,012

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,844,407,539円	4,712,569,370円
期中追加設定元本額	4,585,018,590円	14,043,819,234円
期中一部解約元本額	2,716,856,759円	11,088,835,205円

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****（１）株式**

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	（ラップ専用）SBI・先進国株式マザーファンド	7,525,185,413	11,113,193,817	
合計		7,525,185,413	11,113,193,817	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド（（ラップ専用）SBI・先進国株式）は、「（ラップ専用）SBI・先進国株式マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年3月24日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

（ラップ専用）SBI・先進国株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

	2025年3月24日現在
資産の部	
流動資産	
預金	223,466
コール・ローン	141,338,224
投資信託受益証券	10,955,465,043
未収配当金	45,880,350
未収利息	1,355
流動資産合計	11,142,908,438
資産合計	11,142,908,438
負債の部	
流動負債	
未払解約金	29,940,000
流動負債合計	29,940,000
負債合計	29,940,000
純資産の部	
元本等	
元本	7,525,185,413
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	3,587,783,025
元本等合計	11,112,968,438
純資産合計	11,112,968,438
負債純資産合計	11,142,908,438

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場によっております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年3月24日現在
1. 計算日における受益権の総数	7,525,185,413口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.4768円 (14,768円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年3月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	509,360,719
合計	509,360,719

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	4,631,049,151円
期中追加設定元本額	13,771,109,982円
期中一部解約元本額	10,876,973,720円
期末元本額	7,525,185,413円
元本の内訳※ （ラップ専用）SBI・先進国株式	7,525,185,413円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	VANGUARD FTSE DEVELOPED ETF	1,405,071	73,133,945.55	
アメリカドル小計			1,405,071	73,133,945.55 (10,955,465,043)	
合 計				10,955,465,043 (10,955,465,043)	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	98.58%	100.00%

(注)「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

【（ラップ専用）SBI・新興国株式】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,319	19,231
親投資信託受益証券	18,685,129,185	32,723,719,625
未収入金	38,530,000	77,100,000
流動資産合計	18,723,683,504	32,800,838,856
資産合計	18,723,683,504	32,800,838,856
負債の部		
流動負債		
未払解約金	38,520,156	77,084,993
未払受託者報酬	1,665,744	1,510,820
未払委託者報酬	13,534,069	12,275,375
その他未払費用	385,399	385,398
流動負債合計	54,105,368	91,256,586
負債合計	54,105,368	91,256,586
純資産の部		
元本等		
元本	15,598,590,164	24,610,538,251
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,070,987,972	8,099,044,019
（分配準備積立金）	1,782,535,455	1,182,287,380
元本等合計	18,669,578,136	32,709,582,270
純資産合計	18,669,578,136	32,709,582,270
負債純資産合計	18,723,683,504	32,800,838,856

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	4,119,980,504	1,460,120,440
営業収益合計	4,119,980,504	1,460,120,440
営業費用		
支払利息	1	-
受託者報酬	2,924,185	2,467,225
委託者報酬	23,758,851	20,046,078
その他費用	1,256,991	1,051,027
営業費用合計	27,940,028	23,564,330
営業利益又は営業損失（△）	4,092,040,476	1,436,556,110
経常利益又は経常損失（△）	4,092,040,476	1,436,556,110
当期純利益又は当期純損失（△）	4,092,040,476	1,436,556,110
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部 解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	2,194,908,108	624,117,381
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△570,991,697	3,070,987,972
剰余金増加額又は欠損金減少額	2,348,257,825	7,592,055,866
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	2,348,257,825	7,592,055,866
剰余金減少額又は欠損金増加額	603,410,524	3,376,438,548
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	603,410,524	3,376,438,548
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,070,987,972	8,099,044,019

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月23日から翌年3月22日までとしておりますが、当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2024年3月23日から2025年3月24日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	15,598,590,164口	24,610,538,251口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.1969円 (11,969円)	1.3291円 (13,291円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日			第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	491,706,171円	費用控除後の配当等収益額	A	363,805,236円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,276,795,319円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	448,633,493円
収益調整金額	C	1,288,452,517円	収益調整金額	C	6,916,756,639円
分配準備積立金額	D	14,033,965円	分配準備積立金額	D	369,848,651円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,070,987,972円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,099,044,019円
当ファンドの期末残存口数	F	15,598,590,164口	当ファンドの期末残存口数	F	24,610,538,251口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	1,968円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	3,290円
10,000口当たり分配金額	H	-円	10,000口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F× H/10,000	-円	収益分配金金額	I=F× H/10,000	-円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。	同左
	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	①市場リスクの管理 同左
	②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	②信用リスクの管理 同左
	③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	③流動性リスクの管理 同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	1,996,294,293	919,533,601
合計	1,996,294,293	919,533,601

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	12,658,783,053円	15,598,590,164円
期中追加設定元本額	27,259,717,260円	24,716,436,681円
期中一部解約元本額	24,319,910,149円	15,704,488,594円

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****（１）株式**

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	（ラップ専用）SBI・新興国株式マザーファンド	24,326,285,776	32,723,719,625	
合計		24,326,285,776	32,723,719,625	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド（（ラップ専用）SBI・新興国株式）は、「（ラップ専用）SBI・新興国株式マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年3月24日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

（ラップ専用）SBI・新興国株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年3月24日現在

資産の部	
流動資産	
預金	184,067
コール・ローン	321,867,249
投資信託受益証券	32,448,286,224
未収配当金	29,724,265
未収利息	3,086
流動資産合計	32,800,064,891
資産合計	32,800,064,891
負債の部	
流動負債	
未払解約金	77,100,000
流動負債合計	77,100,000
負債合計	77,100,000
純資産の部	
元本等	
元本	24,326,285,776
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	8,396,679,115
元本等合計	32,722,964,891
純資産合計	32,722,964,891
負債純資産合計	32,800,064,891

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場によっております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年3月24日現在
1. 計算日における受益権の総数	24,326,285,776口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3452円 (13,452円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年3月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	1,446,753,059
合計	1,446,753,059

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	15,451,194,233円
期中追加設定元本額	24,411,798,871円
期中一部解約元本額	15,536,707,328円
期末元本額	24,326,285,776円
元本の内訳※ （ラップ専用）SBI・新興国株式	24,326,285,776円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	VANGUARD FTSE EMERGING MARKETS ETF	4,710,977	216,610,722.46	
アメリカドル小計			4,710,977	216,610,722.46 (32,448,286,224)	
合 計				32,448,286,224 (32,448,286,224)	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	99.16%	100.00%

(注)「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

【（ラップ専用）SBI・米国債券】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,721	21,546
親投資信託受益証券	22,658,270,795	15,852,203,248
未収入金	46,560,000	41,860,000
流動資産合計	22,704,852,516	15,894,084,794
資産合計	22,704,852,516	15,894,084,794
負債の部		
流動負債		
未払解約金	46,555,852	41,852,574
未払受託者報酬	1,506,669	1,279,684
未払委託者報酬	12,241,611	10,397,333
その他未払費用	385,399	385,398
流動負債合計	60,689,531	53,914,989
負債合計	60,689,531	53,914,989
純資産の部		
元本等		
元本	19,063,868,793	12,916,320,392
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,580,294,192	2,923,849,413
（分配準備積立金）	1,162,187,022	742,393,364
元本等合計	22,644,162,985	15,840,169,805
純資産合計	22,644,162,985	15,840,169,805
負債純資産合計	22,704,852,516	15,894,084,794

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,927,845,517	728,512,453
営業収益合計	1,927,845,517	728,512,453
営業費用		
支払利息	1	-
受託者報酬	2,471,706	2,905,124
委託者報酬	20,082,515	23,603,944
その他費用	1,256,991	1,051,027
営業費用合計	23,811,213	27,560,095
営業利益又は営業損失（△）	1,904,034,304	700,952,358
経常利益又は経常損失（△）	1,904,034,304	700,952,358
当期純利益又は当期純損失（△）	1,904,034,304	700,952,358
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	732,731,668	482,769,338
期首剰余金又は期首欠損金（△）	95,884,694	3,580,294,192
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,725,705,263	3,817,597,857
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,725,705,263	3,817,597,857
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,412,598,401	4,692,225,656
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,412,598,401	4,692,225,656
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	3,580,294,192	2,923,849,413

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月23日から翌年3月22日までとしておりますが、当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2024年3月23日から2025年3月24日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	19,063,868,793口	12,916,320,392口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.1878円 (11,878円)	1.2264円 (12,264円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日			第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	425,642,160円	費用控除後の配当等収益額	A	537,851,320円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	725,326,260円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	2,418,107,170円	収益調整金額	C	2,181,456,049円
分配準備積立金額	D	11,218,602円	分配準備積立金額	D	204,542,044円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	3,580,294,192円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,923,849,413円
当ファンドの期末残存口数	F	19,063,868,793口	当ファンドの期末残存口数	F	12,916,320,392口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	1,878円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	2,263円
10,000口当たり分配金額	H	-円	10,000口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F× H/10,000	-円	収益分配金金額	I=F× H/10,000	-円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左 ①市場リスクの管理 同左 ②信用リスクの管理 同左 ③流動性リスクの管理 同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,277,707,655	306,666,571
合計	1,277,707,655	306,666,571

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	4,002,316,654円	19,063,868,793円
期中追加設定元本額	32,374,316,265円	17,703,948,192円
期中一部解約元本額	17,312,764,126円	23,851,496,593円

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****（１）株式**

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	（ラップ専用）SBI・米国債券マザーファンド	12,939,517,793	15,852,203,248	
合計		12,939,517,793	15,852,203,248	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド（（ラップ専用）SBI・米国債券）は、「（ラップ専用）SBI・米国債券マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年3月24日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

（ラップ専用）SBI・米国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年3月24日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	54,341,464
コール・ローン	366,567,700
投資信託受益証券	15,472,774,590
未収利息	3,515
流動資産合計	15,893,687,269
資産合計	15,893,687,269
負債の部	
流動負債	
未払解約金	41,860,000
流動負債合計	41,860,000
負債合計	41,860,000
純資産の部	
元本等	
元本	12,939,517,793
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,912,309,476
元本等合計	15,851,827,269
純資産合計	15,851,827,269
負債純資産合計	15,893,687,269

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場によっております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年3月24日現在
1. 計算日における受益権の総数	12,939,517,793口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2251円 (12,251円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年3月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	134,718,494
合計	134,718,494

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	19,127,360,118円
期中追加設定元本額	17,711,498,675円
期中一部解約元本額	23,899,341,000円
期末元本額	12,939,517,793円
元本の内訳※ （ラップ専用）SBI・米国債券	12,939,517,793円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	VANGUARD TOTAL BOND MARKET	1,408,750	103,289,550.00	
アメリカドル小計			1,408,750	103,289,550.00 (15,472,774,590)	
合計				15,472,774,590 (15,472,774,590)	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	97.61%	100.00%

(注)「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

【（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	15,990	20,603
親投資信託受益証券	6,742,631,093	8,256,003,546
未収入金	16,910,000	22,910,000
流動資産合計	6,759,557,083	8,278,934,149
資産合計	6,759,557,083	8,278,934,149
負債の部		
流動負債		
未払解約金	16,893,520	22,903,424
未払受託者報酬	393,298	780,587
未払委託者報酬	3,195,446	6,342,206
その他未払費用	385,399	385,398
流動負債合計	20,867,663	30,411,615
負債合計	20,867,663	30,411,615
純資産の部		
元本等		
元本	5,162,814,603	5,940,435,230
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,575,874,817	2,308,087,304
（分配準備積立金）	438,802,821	521,235,129
元本等合計	6,738,689,420	8,248,522,534
純資産合計	6,738,689,420	8,248,522,534
負債純資産合計	6,759,557,083	8,278,934,149

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	677,360,914	360,222,453
営業収益合計	677,360,914	360,222,453
営業費用		
支払利息	1	-
受託者報酬	555,251	1,426,612
委託者報酬	4,511,251	11,591,120
その他費用	1,256,991	1,051,027
営業費用合計	6,323,494	14,068,759
営業利益又は営業損失（△）	671,037,420	346,153,694
経常利益又は経常損失（△）	671,037,420	346,153,694
当期純利益又は当期純損失（△）	671,037,420	346,153,694
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	224,247,614	208,070,255
期首剰余金又は期首欠損金（△）	32,128,298	1,575,874,817
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,719,842,888	3,886,202,154
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,719,842,888	3,886,202,154
剰余金減少額又は欠損金増加額	622,886,175	3,292,073,106
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	622,886,175	3,292,073,106
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,575,874,817	2,308,087,304

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月23日から翌年3月22日までとしておりますが、当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2024年3月23日から2025年3月24日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	5,162,814,603口	5,940,435,230口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3052円 (13,052円)	1.3885円 (13,885円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日			第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	172,592,891円	費用控除後の配当等収益額	A	439,217,340円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	252,363,363円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	1,137,071,996円	収益調整金額	C	1,786,852,175円
分配準備積立金額	D	13,846,567円	分配準備積立金額	D	82,017,789円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,575,874,817円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,308,087,304円
当ファンドの期末残存口数	F	5,162,814,603口	当ファンドの期末残存口数	F	5,940,435,230口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,052円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,885円
10,000口当たり分配金額	H	-円	10,000口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左 ①市場リスクの管理 同左 ②信用リスクの管理 同左 ③流動性リスクの管理 同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 （円）
親投資信託受益証券	477,524,883	182,884,311
合計	477,524,883	182,884,311

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	907,486,044円	5,162,814,603円
期中追加設定元本額	8,277,684,984円	10,560,871,414円
期中一部解約元本額	4,022,356,425円	9,783,250,787円

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****（１）株式**

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券マ ザーファンド	5,824,341,126	8,256,003,546	
合計		5,824,341,126	8,256,003,546	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

＜参考情報＞

本報告書の開示対象であるファンド（（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券）は、「（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年3月24日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年3月24日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	34,380,233
コール・ローン	197,310,476
投資信託受益証券	8,047,367,693
未収利息	1,892
流動資産合計	8,279,060,294
資産合計	8,279,060,294
負債の部	
流動負債	
未払解約金	22,910,000
流動負債合計	22,910,000
負債合計	22,910,000
純資産の部	
元本等	
元本	5,824,341,126
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,431,809,168
元本等合計	8,256,150,294
純資産合計	8,256,150,294
負債純資産合計	8,279,060,294

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場によっております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年3月24日現在
1. 計算日における受益権の総数	5,824,341,126口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.4175円 (14,175円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年3月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	61,605,123
合計	61,605,123

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	5,069,266,291円
期中追加設定元本額	10,347,406,563円
期中一部解約元本額	9,592,331,728円
期末元本額	5,824,341,126円
元本の内訳※ （ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券	5,824,341,126円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	ISHARES IBOXX H/Y CORPORATION BOND	678,121	53,720,745.62	
アメリカドル小計			678,121	53,720,745.62 (8,047,367,693)	
合 計				8,047,367,693 (8,047,367,693)	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	97.47%	100.00%

(注)「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

【（ラップ専用）SBI・新興国債券】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,787	22,179
親投資信託受益証券	5,490,280,273	5,668,783,726
未収入金	12,550,000	15,100,000
流動資産合計	5,502,851,060	5,683,905,905
資産合計	5,502,851,060	5,683,905,905
負債の部		
流動負債		
未払解約金	12,544,368	15,088,298
未払受託者報酬	263,283	506,062
未払委託者報酬	2,139,130	4,111,734
その他未払費用	385,399	385,398
流動負債合計	15,332,180	20,091,492
負債合計	15,332,180	20,091,492
純資産の部		
元本等		
元本	4,360,922,211	4,277,986,409
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,126,596,669	1,385,828,004
（分配準備積立金）	394,249,649	418,653,799
元本等合計	5,487,518,880	5,663,814,413
純資産合計	5,487,518,880	5,663,814,413
負債純資産合計	5,502,851,060	5,683,905,905

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	495,703,892	273,843,453
営業収益合計	495,703,892	273,843,453
営業費用		
受託者報酬	391,315	956,214
委託者報酬	3,179,333	7,769,118
その他費用	1,256,991	1,051,027
営業費用合計	4,827,639	9,776,359
営業利益又は営業損失（△）	490,876,253	264,067,094
経常利益又は経常損失（△）	490,876,253	264,067,094
当期純利益又は当期純損失（△）	490,876,253	264,067,094
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	90,853,520	118,780,936
期首剰余金又は期首欠損金（△）	7,722,237	1,126,596,669
剰余金増加額又は欠損金減少額	899,284,782	1,106,399,869
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	899,284,782	1,106,399,869
剰余金減少額又は欠損金増加額	180,433,083	992,454,692
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	180,433,083	992,454,692
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,126,596,669	1,385,828,004

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月23日から翌年3月22日までとしておりますが、当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2024年3月23日から2025年3月24日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	4,360,922,211口	4,277,986,409口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2583円 (12,583円)	1.3239円 (13,239円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日			第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	93,743,546円	費用控除後の配当等収益額	A	255,982,187円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	295,033,634円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	732,347,020円	収益調整金額	C	967,174,205円
分配準備積立金額	D	5,472,469円	分配準備積立金額	D	162,671,612円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,126,596,669円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,385,828,004円
当ファンドの期末残存口数	F	4,360,922,211口	当ファンドの期末残存口数	F	4,277,986,409口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	2,583円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	3,239円
10,000口当たり分配金額	H	-円	10,000口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F× H/10,000	-円	収益分配金金額	I=F× H/10,000	-円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。	同左
	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	①市場リスクの管理 同左
	②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	②信用リスクの管理 同左
	③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	③流動性リスクの管理 同左

Ⅱ 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	418,746,500	186,330,085
合計	418,746,500	186,330,085

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	1,519,228,224円	4,360,922,211円
期中追加設定元本額	5,503,972,232円	3,584,607,739円
期中一部解約元本額	2,662,278,245円	3,667,543,541円

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****（１）株式**

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	（ラップ専用）SBI・新興国債券マザーファンド	4,263,846,353	5,668,783,726	
合計		4,263,846,353	5,668,783,726	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド（（ラップ専用）SBI・新興国債券）は、「（ラップ専用）SBI・新興国債券マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年3月24日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

（ラップ専用）SBI・新興国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年3月24日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	294,026
コール・ローン	126,582,102
投資信託受益証券	5,557,022,171
未収利息	1,213
流動資産合計	5,683,899,512
資産合計	5,683,899,512
負債の部	
流動負債	
未払解約金	15,100,000
流動負債合計	15,100,000
負債合計	15,100,000
純資産の部	
元本等	
元本	4,263,846,353
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,404,953,159
元本等合計	5,668,799,512
純資産合計	5,668,799,512
負債純資産合計	5,683,899,512

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場によっております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年3月24日現在
1. 計算日における受益権の総数	4,263,846,353口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3295円 (13,295円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理

	流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年3月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	54,117,149
合計	54,117,149

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	4,352,874,236円
期中追加設定元本額	3,567,783,803円
期中一部解約元本額	3,656,811,686円
期末元本額	4,263,846,353円
元本の内訳※ （ラップ専用）SBI・新興国債券	4,263,846,353円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	ISHARES JP MORGAN USD EMERGI	407,741	37,096,276.18	
アメリカドル小計			407,741	37,096,276.18 (5,557,022,171)	
合 計				5,557,022,171 (5,557,022,171)	

(注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注3)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	98.03%	100.00%

(注)「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

【（ラップ専用）SBI・米国不動産】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,602	13,700
親投資信託受益証券	3,329,626,129	8,241,698,233
未収入金	14,110,000	20,080,000
流動資産合計	3,343,756,731	8,261,791,933
資産合計	3,343,756,731	8,261,791,933
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,093,433	20,074,052
未払受託者報酬	213,393	1,388,537
未払委託者報酬	1,733,740	11,281,790
その他未払費用	385,399	385,398
流動負債合計	16,425,965	33,129,777
負債合計	16,425,965	33,129,777
純資産の部		
元本等		
元本	3,035,805,889	7,076,387,208
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	291,524,877	1,152,274,948
（分配準備積立金）	319,675,575	337,491,322
元本等合計	3,327,330,766	8,228,662,156
純資産合計	3,327,330,766	8,228,662,156
負債純資産合計	3,343,756,731	8,261,791,933

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	440,919,162	2,321,782,104
営業収益合計	440,919,162	2,321,782,104
営業費用		
支払利息	1	-
受託者報酬	323,116	2,994,819
委託者報酬	2,625,163	24,332,735
その他費用	1,256,991	1,051,027
営業費用合計	4,205,271	28,378,581
営業利益又は営業損失（△）	436,713,891	2,293,403,523
経常利益又は経常損失（△）	436,713,891	2,293,403,523
当期純利益又は当期純損失（△）	436,713,891	2,293,403,523
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	58,548,654	2,207,162,112
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△111,442,437	291,524,877
剰余金増加額又は欠損金減少額	53,100,961	4,613,103,359
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	53,100,961	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	4,613,103,359
剰余金減少額又は欠損金増加額	28,298,884	3,838,594,699
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	3,838,594,699
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	28,298,884	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	291,524,877	1,152,274,948

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月23日から翌年3月22日までとしておりますが、当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2024年3月23日から2025年3月24日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	3,035,805,889口	7,076,387,208口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.0960円 (10,960円)	1.1628円 (11,628円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日			第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	61,092,384円	費用控除後の配当等収益額	A	306,897,379円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	245,468,823円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	-円
収益調整金額	C	97,844,395円	収益調整金額	C	1,068,443,411円
分配準備積立金額	D	13,114,368円	分配準備積立金額	D	30,593,943円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	417,519,970円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,405,934,733円
当ファンドの期末残存口数	F	3,035,805,889口	当ファンドの期末残存口数	F	7,076,387,208口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,375円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	1,986円
10,000口当たり分配金額	H	-円	10,000口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。	同左
	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	①市場リスクの管理 同左
	②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	②信用リスクの管理 同左
	③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	③流動性リスクの管理 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	400,141,154	146,449,567
合計	400,141,154	146,449,567

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	874,074,532円	3,035,805,889円
期中追加設定元本額	2,884,324,795円	38,203,865,053円
期中一部解約元本額	722,593,438円	34,163,283,734円

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****（１）株式**

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	（ラップ専用）SBI・米国不動産マザーファンド	7,109,202,306	8,241,698,233	
合計		7,109,202,306	8,241,698,233	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド（（ラップ専用）SBI・米国不動産）は、「（ラップ専用）SBI・米国不動産マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年3月24日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

（ラップ専用）SBI・米国不動産マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

	2025年3月24日現在
資産の部	
流動資産	
預金	17,047,020
コール・ローン	190,259,191
投資信託受益証券	8,054,279,853
未収利息	1,824
流動資産合計	8,261,587,888
資産合計	8,261,587,888
負債の部	
流動負債	
未払解約金	20,080,000
流動負債合計	20,080,000
負債合計	20,080,000
純資産の部	
元本等	
元本	7,109,202,306
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	1,132,305,582
元本等合計	8,241,507,888
純資産合計	8,241,507,888
負債純資産合計	8,261,587,888

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場によっております。
2. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年3月24日現在
1. 計算日における受益権の総数	7,109,202,306口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.1593円 (11,593円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年3月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	47,288,892
合計	47,288,892

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	3,052,182,720円
期中追加設定元本額	38,352,077,627円
期中一部解約元本額	34,295,058,041円
期末元本額	7,109,202,306円
元本の内訳※ （ラップ専用）SBI・米国不動産	7,109,202,306円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	VANGUARD REIT ETF	595,623	53,766,888.21	
アメリカドル小計			595,623	53,766,888.21 (8,054,279,853)	
合 計				8,054,279,853 (8,054,279,853)	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 1銘柄	97.73%	100.00%

(注) 「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

【（ラップ専用）SBI・ゴールド】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,543	18,219
親投資信託受益証券	10,654,541,882	11,017,359,655
未収入金	23,670,000	26,640,000
流動資産合計	10,678,231,425	11,044,017,874
資産合計	10,678,231,425	11,044,017,874
負債の部		
流動負債		
未払解約金	23,658,772	26,632,228
未払受託者報酬	799,702	1,226,511
未払委託者報酬	6,497,581	9,965,323
その他未払費用	385,399	385,398
流動負債合計	31,341,454	38,209,460
負債合計	31,341,454	38,209,460
純資産の部		
元本等		
元本	7,757,020,098	5,929,349,727
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,889,869,873	5,076,458,687
（分配準備積立金）	1,615,959,984	2,471,446,008
元本等合計	10,646,889,971	11,005,808,414
純資産合計	10,646,889,971	11,005,808,414
負債純資産合計	10,678,231,425	11,044,017,874

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,088,635,125	3,875,427,773
営業収益合計	2,088,635,125	3,875,427,773
営業費用		
支払利息	1	-
受託者報酬	1,406,721	2,384,930
委託者報酬	11,429,571	19,377,398
その他費用	1,256,991	1,051,027
営業費用合計	14,093,284	22,813,355
営業利益又は営業損失（△）	2,074,541,841	3,852,614,418
経常利益又は経常損失（△）	2,074,541,841	3,852,614,418
当期純利益又は当期純損失（△）	2,074,541,841	3,852,614,418
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	562,531,131	1,903,048,051
期首剰余金又は期首欠損金（△）	416,009,157	2,889,869,873
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,738,532,665	4,312,048,720
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,738,532,665	4,312,048,720
剰余金減少額又は欠損金増加額	776,682,659	4,075,026,273
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	776,682,659	4,075,026,273
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（△）	2,889,869,873	5,076,458,687

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月23日から翌年3月22日までとしておりますが、当計算期間末日が休業日のため、当計算期間は2024年3月23日から2025年3月24日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
1. 当該計算期間の末日における受益権の総数	7,757,020,098口	5,929,349,727口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3725円 (13,725円)	1.8562円 (18,562円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日			第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	-円	費用控除後の配当等収益額	A	348,254円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,512,287,988円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	1,949,118,729円
収益調整金額	C	1,273,909,889円	収益調整金額	C	2,605,012,679円
分配準備積立金額	D	103,671,996円	分配準備積立金額	D	521,979,025円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,889,869,873円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	5,076,458,687円
当ファンドの期末残存口数	F	7,757,020,098口	当ファンドの期末残存口数	F	5,929,349,727口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	3,725円	10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	8,561円
10,000口当たり分配金額	H	-円	10,000口当たり分配金額	H	-円
収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	-円

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。	同左
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。	同左
	①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。	①市場リスクの管理 同左
	②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。	②信用リスクの管理 同左
	③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	③流動性リスクの管理 同左

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	第2期 2024年3月22日現在	第3期 2025年3月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	1,578,393,279	2,010,842,555
合計	1,578,393,279	2,010,842,555

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（元本の移動）

項目	第2期 自 2023年3月23日 至 2024年3月22日	第3期 自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	5,281,260,191円	7,757,020,098円
期中追加設定元本額	8,727,621,020円	7,016,361,602円
期中一部解約元本額	6,251,861,113円	8,844,031,973円

（４）【附属明細表】**第１ 有価証券明細表****（１）株式**

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	（ラップ専用）SBI・ゴールドマザーファンド	5,912,503,840	11,017,359,655	
合計		5,912,503,840	11,017,359,655	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第４ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド（（ラップ専用）SBI・ゴールド）は、「（ラップ専用）SBI・ゴールドマザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年3月24日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります、それらは監査意見の対象外であります。

（ラップ専用）SBI・ゴールドマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年 3月24日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	184,927
コール・ローン	187,409,373
投資信託受益証券	10,856,573,003
未収利息	1,797
流動資産合計	11,044,169,100
資産合計	11,044,169,100
負債の部	
流動負債	
未払解約金	26,640,000
流動負債合計	26,640,000
負債合計	26,640,000
純資産の部	
元本等	
元本	5,912,503,840
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	5,105,025,260
元本等合計	11,017,529,100
純資産合計	11,017,529,100
負債純資産合計	11,044,169,100

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場によっております。
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
3.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
4.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年3月24日現在
1. 計算日における受益権の総数	5,912,503,840口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.8634円 (18,634円)

（金融商品に関する注記）

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2024年 3月23日 至 2025年 3月24日
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等にさらされております。
3.金融商品に係るリスクの管理体制	常勤取締役、最高運用責任者、リスク管理部長、商品企画部長、マーケティング部長、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成するリスク管理委員会にて、ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用者の意思決定方向を調整・相互確認しております。 ①市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ②信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ③流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

II 金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年 3月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	2,298,109,053
合計	2,298,109,053

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2024年3月23日 至 2025年3月24日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	7,744,814,918円
期中追加設定元本額	6,982,217,340円
期中一部解約元本額	8,814,528,418円
期末元本額	5,912,503,840円
元本の内訳※ （ラップ専用）SBI・ゴールド	5,912,503,840円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	アメリカドル	SPDR GOLD MINISHARES TRUST	229,301	13,719,078.83	
		SPDR GOLD SHARES	210,976	58,754,706.24	
アメリカドル小計			440,277	72,473,785.07 (10,856,573,003)	
合計				10,856,573,003 (10,856,573,003)	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

(注2) 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額（単位:円）であります。

(注3) 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	投資信託受益証券 2銘柄	98.54%	100.00%

(注) 「組入時価比率」とは、純資産総額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

第4 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

(ラップ専用) SBI・米国株式
(ラップ専用) SBI・先進国株式
(ラップ専用) SBI・新興国株式
(ラップ専用) SBI・米国債券
(ラップ専用) SBI・米国ハイイールド債券
(ラップ専用) SBI・新興国債券
(ラップ専用) SBI・米国不動産
(ラップ専用) SBI・ゴールド

- 1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期中間計算期間（2025年3月25日から2025年9月24日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

中間財務諸表

【（ラップ専用）SBI・米国株式】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	25,962	20,624
親投資信託受益証券	34,014,767,004	62,098,499,598
未収入金	81,380,000	165,960,000
流動資産合計	34,096,172,966	62,264,480,222
資産合計	34,096,172,966	62,264,480,222
負債の部		
流動負債		
未払解約金	81,371,953	165,956,994
未払受託者報酬	2,697,085	3,908,037
未払委託者報酬	21,913,779	31,752,721
その他未払費用	385,404	711,754
流動負債合計	106,368,221	202,329,506
負債合計	106,368,221	202,329,506
純資産の部		
元本等		
元本	21,406,318,014	33,519,225,436
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	12,583,486,731	28,542,925,280
（分配準備積立金）	661,441,391	379,624,715
元本等合計	33,989,804,745	62,062,150,716
純資産合計	33,989,804,745	62,062,150,716
負債純資産合計	34,096,172,966	62,264,480,222

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年3月23日 至 2024年9月22日	第4期中間計算期間 自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	△44,083,589	8,258,142,594
営業収益合計	△44,083,589	8,258,142,594
営業費用		
受託者報酬	1,778,773	3,908,037
委託者報酬	14,452,399	31,752,721
その他費用	648,803	711,754
営業費用合計	16,879,975	36,372,512
営業利益又は営業損失（△）	△60,963,564	8,221,770,082
経常利益又は経常損失（△）	△60,963,564	8,221,770,082
中間純利益又は中間純損失（△）	△60,963,564	8,221,770,082
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△132,556,703	1,323,275,647
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,732,011,163	12,583,486,731
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,137,785,979	16,864,018,971
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,137,785,979	16,864,018,971
剰余金減少額又は欠損金増加額	5,703,355,601	7,803,074,857
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	5,703,355,601	7,803,074,857
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	9,238,034,680	28,542,925,280

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月23日から翌年3月22日までとしておりますが、第4期中間計算期間は前計算期間末日が休業日のため、2025年3月25日から2025年9月24日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	21,406,318,014口	33,519,225,436口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5878円 (15,878円)	1.8515円 (18,515円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期中間計算期間（自2024年3月23日 至2024年9月22日）

該当事項はありません。

第4期中間計算期間（自2025年3月25日 至2025年9月24日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第3期 自 2024年 3月23日 至 2025年 3月24日	第4期中間計算期間 自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	7,716,897,912円	21,406,318,014円
期中追加設定元本額	41,216,283,789円	26,252,057,227円
期中一部解約元本額	27,526,863,687円	14,139,149,805円

＜参考情報＞

本報告書の開示対象であるファンド（（ラップ専用）SBI・米国株式）は、「SBI・V・全米株式インデックス・マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年9月24日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

SBI・V・全米株式インデックス・マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年9月24日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	169,248
コール・ローン	2,864,365,604
投資信託受益証券	406,943,188,379
未収利息	27,466
流動資産合計	409,807,750,697
資産合計	409,807,750,697
負債の部	
流動負債	
未払解約金	355,560,000
流動負債合計	355,560,000
負債合計	355,560,000
純資産の部	
元本等	
元本	198,218,500,351
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	211,233,690,346
元本等合計	409,452,190,697
純資産合計	409,452,190,697
負債純資産合計	409,807,750,697

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年9月24日現在
1. 計算日における受益権の総数	198,218,500,351口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.0657円 (20,657円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年9月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	184,690,382,063円
期中追加設定元本額	35,886,125,387円
期中一部解約元本額	22,358,007,099円
期末元本額	198,218,500,351円
元本の内訳※	
SBI・V・全米株式インデックス・ファンド	168,156,778,127円
（ラップ専用）SBI・米国株式	30,061,722,224円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

【（ラップ専用）S B I ・先進国株式】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	29,060	14,101
親投資信託受益証券	11,113,193,817	13,162,820,590
未収入金	29,940,000	20,620,000
流動資産合計	11,143,162,877	13,183,454,691
資産合計	11,143,162,877	13,183,454,691
負債の部		
流動負債		
未払解約金	29,937,023	20,603,722
未払受託者報酬	1,216,355	1,571,818
未払委託者報酬	9,882,792	12,770,984
その他未払費用	385,398	711,752
流動負債合計	41,421,568	35,658,276
負債合計	41,421,568	35,658,276
純資産の部		
元本等		
元本	7,667,553,399	7,919,571,385
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	3,434,187,910	5,228,225,030
（分配準備積立金）	686,269,176	204,262,174
元本等合計	11,101,741,309	13,147,796,415
純資産合計	11,101,741,309	13,147,796,415
負債純資産合計	11,143,162,877	13,183,454,691

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年3月23日 至 2024年9月22日	第4期中間計算期間 自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	△34,521,769	4,192,526,773
営業収益合計	△34,521,769	4,192,526,773
営業費用		
受託者報酬	635,032	1,571,818
委託者報酬	5,159,575	12,770,984
その他費用	648,803	711,752
営業費用合計	6,443,410	15,054,554
営業利益又は営業損失（△）	△40,965,179	4,177,472,219
経常利益又は経常損失（△）	△40,965,179	4,177,472,219
中間純利益又は中間純損失（△）	△40,965,179	4,177,472,219
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	15,503,184	2,073,827,673
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,764,279,895	3,434,187,910
剰余金増加額又は欠損金減少額	806,630,325	5,254,764,363
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	806,630,325	5,254,764,363
剰余金減少額又は欠損金増加額	448,236,830	5,564,371,789
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	448,236,830	5,564,371,789
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,066,205,027	5,228,225,030

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月23日から翌年3月22日までとしておりますが、第4期中間計算期間は前計算期間末日が休業日のため、2025年3月25日から2025年9月24日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	7,667,553,399口	7,919,571,385口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.4479円 (14,479円)	1.6602円 (16,602円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期中間計算期間（自2024年3月23日 至2024年9月22日）

該当事項はありません。

第4期中間計算期間（自2025年3月25日 至2025年9月24日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第3期 自 2024年 3月23日 至 2025年 3月24日	第4期中間計算期間 自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	4,712,569,370円	7,667,553,399円
期中追加設定元本額	14,043,819,234円	15,712,792,873円
期中一部解約元本額	11,088,835,205円	15,460,774,887円

<参考情報>

本報告書の開示対象であるファンド（（ラップ専用）SBI・先進国株式）は、「（ラップ専用）SBI・先進国株式マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年9月24日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

（ラップ専用）SBI・先進国株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年9月24日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	31,528,310
コール・ローン	166,742,095
投資信託受益証券	12,961,098,885
未収配当金	55,676,724
未収利息	1,598
流動資産合計	13,215,047,612
資産合計	13,215,047,612
負債の部	
流動負債	
未払金	31,289,388
未払解約金	20,620,000
流動負債合計	51,909,388
負債合計	51,909,388
純資産の部	
元本等	
元本	7,767,508,905
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	5,395,629,319
元本等合計	13,163,138,224
純資産合計	13,163,138,224
負債純資産合計	13,215,047,612

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年9月24日現在
1. 計算日における受益権の総数	7,767,508,905口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.6946円 (16,946円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年9月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	7,525,185,413円
期中追加設定元本額	15,395,669,852円
期中一部解約元本額	15,153,346,360円
期末元本額	7,767,508,905円
元本の内訳※ （ラップ専用）S B I ・先進国株式	7,767,508,905円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

【（ラップ専用）SBI・新興国株式】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	19,231	17,093
親投資信託受益証券	32,723,719,625	28,071,431,652
未収入金	77,100,000	71,470,000
流動資産合計	32,800,838,856	28,142,918,745
資産合計	32,800,838,856	28,142,918,745
負債の部		
流動負債		
未払解約金	77,084,993	71,456,280
未払受託者報酬	1,510,820	1,575,139
未払委託者報酬	12,275,375	12,797,923
その他未払費用	385,398	711,752
流動負債合計	91,256,586	86,541,094
負債合計	91,256,586	86,541,094
純資産の部		
元本等		
元本	24,610,538,251	18,138,344,062
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	8,099,044,019	9,918,033,589
（分配準備積立金）	1,182,287,380	301,963,233
元本等合計	32,709,582,270	28,056,377,651
純資産合計	32,709,582,270	28,056,377,651
負債純資産合計	32,800,838,856	28,142,918,745

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年3月23日 至 2024年9月22日	第4期中間計算期間 自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	543,683,070	1,141,202,027
営業収益合計	543,683,070	1,141,202,027
営業費用		
受託者報酬	942,595	1,575,139
委託者報酬	7,658,494	12,797,923
その他費用	648,803	711,752
営業費用合計	9,249,892	15,084,814
営業利益又は営業損失（△）	534,433,178	1,126,117,213
経常利益又は経常損失（△）	534,433,178	1,126,117,213
中間純利益又は中間純損失（△）	534,433,178	1,126,117,213
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	480,870,449	△1,387,528,279
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,070,987,972	8,099,044,019
剰余金増加額又は欠損金減少額	778,826,268	5,871,352,431
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	778,826,268	5,871,352,431
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,588,415,574	6,566,008,353
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,588,415,574	6,566,008,353
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,314,961,395	9,918,033,589

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月23日から翌年3月22日までとしておりますが、第4期中間計算期間は前計算期間末日が休業日のため、2025年3月25日から2025年9月24日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	24,610,538,251口	18,138,344,062口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3291円 (13,291円)	1.5468円 (15,468円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期中間計算期間（自2024年3月23日 至2024年9月22日）

該当事項はありません。

第4期中間計算期間（自2025年3月25日 至2025年9月24日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	第3期 自 2024年 3月23日 至 2025年 3月24日	第4期中間計算期間 自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	15,598,590,164円	24,610,538,251円
期中追加設定元本額	24,716,436,681円	13,488,420,857円
期中一部解約元本額	15,704,488,594円	19,960,615,046円

＜参考情報＞

本報告書の開示対象であるファンド（（ラップ専用）SBI・新興国株式）は、「（ラップ専用）SBI・新興国株式マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年9月24日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

（ラップ専用）SBI・新興国株式マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年9月24日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	87,380,598
コール・ローン	645,917,971
投資信託受益証券	27,369,909,496
未収配当金	126,950,074
未収利息	6,193
流動資産合計	28,230,164,332
資産合計	28,230,164,332
負債の部	
流動負債	
未払金	87,171,541
未払解約金	71,470,000
流動負債合計	158,641,541
負債合計	158,641,541
純資産の部	
元本等	
元本	17,917,553,873
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	10,153,968,918
元本等合計	28,071,522,791
純資産合計	28,071,522,791
負債純資産合計	28,230,164,332

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年9月24日現在
1. 計算日における受益権の総数	17,917,553,873口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.5667円 (15,667円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年9月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	24,326,285,776円
期中追加設定元本額	13,309,347,430円
期中一部解約元本額	19,718,079,333円
期末元本額	17,917,553,873円
元本の内訳※ （ラップ専用）S B I ・新興国株式	17,917,553,873円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

【（ラップ専用）SBI・米国債券】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	21,546	25,533
親投資信託受益証券	15,852,203,248	13,075,534,084
未収入金	41,860,000	31,000,000
流動資産合計	15,894,084,794	13,106,559,617
資産合計	15,894,084,794	13,106,559,617
負債の部		
流動負債		
未払解約金	41,852,574	30,992,913
未払受託者報酬	1,279,684	1,149,755
未払委託者報酬	10,397,333	9,341,753
その他未払費用	385,398	711,752
流動負債合計	53,914,989	42,196,173
負債合計	53,914,989	42,196,173
純資産の部		
元本等		
元本	12,916,320,392	10,462,880,984
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,923,849,413	2,601,482,460
（分配準備積立金）	742,393,364	240,552,671
元本等合計	15,840,169,805	13,064,363,444
純資産合計	15,840,169,805	13,064,363,444
負債純資産合計	15,894,084,794	13,106,559,617

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年3月23日 至 2024年9月22日	第4期中間計算期間 自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	120,485,857	154,030,836
営業収益合計	120,485,857	154,030,836
営業費用		
受託者報酬	1,595,965	1,149,755
委託者報酬	12,967,127	9,341,753
その他費用	648,803	711,752
営業費用合計	15,211,895	11,203,260
営業利益又は営業損失（△）	105,273,962	142,827,576
経常利益又は経常損失（△）	105,273,962	142,827,576
中間純利益又は中間純損失（△）	105,273,962	142,827,576
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	324,412,175	△176,231,862
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,580,294,192	2,923,849,413
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,837,140,117	1,954,587,888
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,837,140,117	1,954,587,888
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,881,578,764	2,596,014,279
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,881,578,764	2,596,014,279
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,316,717,332	2,601,482,460

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月23日から翌年3月22日までとしておりますが、第4期中間計算期間は前計算期間末日が休業日のため、2025年3月25日から2025年9月24日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	12,916,320,392口	10,462,880,984口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2264円 (12,264円)	1.2486円 (12,486円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期中間計算期間（自2024年3月23日 至2024年9月22日）

該当事項はありません。

第4期中間計算期間（自2025年3月25日 至2025年9月24日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第3期 自 2024年 3月23日 至 2025年 3月24日	第4期中間計算期間 自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	19,063,868,793円	12,916,320,392円
期中追加設定元本額	17,703,948,192円	9,303,374,058円
期中一部解約元本額	23,851,496,593円	11,756,813,466円

＜参考情報＞

本報告書の開示対象であるファンド（（ラップ専用）SBI・米国債券）は、「（ラップ専用）SBI・米国債券マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年9月24日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

（ラップ専用）SBI・米国債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年9月24日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	26,764,767
コール・ローン	303,209,726
投資信託受益証券	12,802,742,026
未収利息	2,907
流動資産合計	13,132,719,426
資産合計	13,132,719,426
負債の部	
流動負債	
未払金	26,604,213
未払解約金	31,000,000
流動負債合計	57,604,213
負債合計	57,604,213
純資産の部	
元本等	
元本	10,473,833,775
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,601,281,438
元本等合計	13,075,115,213
純資産合計	13,075,115,213
負債純資産合計	13,132,719,426

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年9月24日現在
1. 計算日における受益権の総数	10,473,833,775口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.2484円 (12,484円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年9月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	12,939,517,793円
期中追加設定元本額	9,299,136,412円
期中一部解約元本額	11,764,820,430円
期末元本額	10,473,833,775円
元本の内訳※ （ラップ専用）S B I ・米国債券	10,473,833,775円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

【（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	20,603	21,059
親投資信託受益証券	8,256,003,546	22,142,306,751
未収入金	22,910,000	41,010,000
流動資産合計	8,278,934,149	22,183,337,810
資産合計	8,278,934,149	22,183,337,810
負債の部		
流動負債		
未払解約金	22,903,424	40,998,831
未払受託者報酬	780,587	1,335,471
未払委託者報酬	6,342,206	10,850,639
その他未払費用	385,398	711,752
流動負債合計	30,411,615	53,896,693
負債合計	30,411,615	53,896,693
純資産の部		
元本等		
元本	5,940,435,230	15,362,991,054
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	2,308,087,304	6,766,450,063
（分配準備積立金）	521,235,129	385,587,304
元本等合計	8,248,522,534	22,129,441,117
純資産合計	8,248,522,534	22,129,441,117
負債純資産合計	8,278,934,149	22,183,337,810

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年3月23日 至 2024年9月22日	第4期中間計算期間 自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	△138,685,474	874,283,205
営業収益合計	△138,685,474	874,283,205
営業費用		
受託者報酬	633,517	1,335,471
委託者報酬	5,147,287	10,850,639
その他費用	648,803	711,752
営業費用合計	6,429,607	12,897,862
営業利益又は営業損失（△）	△145,115,081	861,385,343
経常利益又は経常損失（△）	△145,115,081	861,385,343
中間純利益又は中間純損失（△）	△145,115,081	861,385,343
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△14,786,123	△40,546,025
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,575,874,817	2,308,087,304
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,761,680,909	4,552,225,008
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,761,680,909	4,552,225,008
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,700,825,177	995,793,617
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,700,825,177	995,793,617
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,506,401,591	6,766,450,063

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月23日から翌年3月22日までとしておりますが、第4期中間計算期間は前計算期間末日が休業日のため、2025年3月25日から2025年9月24日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	5,940,435,230口	15,362,991,054口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3885円 (13,885円)	1.4404円 (14,404円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期中間計算期間（自2024年3月23日 至2024年9月22日）

該当事項はありません。

第4期中間計算期間（自2025年3月25日 至2025年9月24日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第3期	第4期中間計算期間
	自 2024年 3月23日 至 2025年 3月24日	自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	5,162,814,603円	5,940,435,230円
期中追加設定元本額	10,560,871,414円	12,061,899,845円
期中一部解約元本額	9,783,250,787円	2,639,344,021円

＜参考情報＞

本報告書の開示対象であるファンド（（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券）は、「（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年9月24日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年9月24日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	48,638,061
コール・ローン	495,228,271
投資信託受益証券	21,597,346,044
未収配当金	89,921,233
未収利息	4,748
流動資産合計	22,231,138,357
資産合計	22,231,138,357
負債の部	
流動負債	
未払金	48,453,245
未払解約金	41,010,000
流動負債合計	89,463,245
負債合計	89,463,245
純資産の部	
元本等	
元本	15,045,394,273
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	7,096,280,839
元本等合計	22,141,675,112
純資産合計	22,141,675,112
負債純資産合計	22,231,138,357

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年9月24日現在
1. 計算日における受益権の総数	15,045,394,273口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.4717円 (14,717円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年9月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	5,824,341,126円
期中追加設定元本額	11,805,950,030円
期中一部解約元本額	2,584,896,883円
期末元本額	15,045,394,273円
元本の内訳※ （ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券	15,045,394,273円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

【（ラップ専用）SBI・新興国債券】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	22,179	19,980
親投資信託受益証券	5,668,783,726	10,473,624,803
未収入金	15,100,000	17,490,000
流動資産合計	5,683,905,905	10,491,134,783
資産合計	5,683,905,905	10,491,134,783
負債の部		
流動負債		
未払解約金	15,088,298	17,472,786
未払受託者報酬	506,062	756,625
未払委託者報酬	4,111,734	6,147,496
その他未払費用	385,398	711,752
流動負債合計	20,091,492	25,088,659
負債合計	20,091,492	25,088,659
純資産の部		
元本等		
元本	4,277,986,409	7,463,978,750
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,385,828,004	3,002,067,374
（分配準備積立金）	418,653,799	277,243,855
元本等合計	5,663,814,413	10,466,046,124
純資産合計	5,663,814,413	10,466,046,124
負債純資産合計	5,683,905,905	10,491,134,783

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年3月23日 至 2024年9月22日	第4期中間計算期間 自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	43,827,021	699,451,077
営業収益合計	43,827,021	699,451,077
営業費用		
受託者報酬	440,728	756,625
委託者報酬	3,580,817	6,147,496
その他費用	648,803	711,752
営業費用合計	4,670,348	7,615,873
営業利益又は営業損失（△）	39,156,673	691,835,204
経常利益又は経常損失（△）	39,156,673	691,835,204
中間純利益又は中間純損失（△）	39,156,673	691,835,204
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	38,329,593	53,168,247
期首剰余金又は期首欠損金（△）	1,126,596,669	1,385,828,004
剰余金増加額又は欠損金減少額	450,045,616	1,800,589,611
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	450,045,616	1,800,589,611
剰余金減少額又は欠損金増加額	544,467,160	823,017,198
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	544,467,160	823,017,198
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,033,002,205	3,002,067,374

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月23日から翌年3月22日までとしておりますが、第4期中間計算期間は前計算期間末日が休業日のため、2025年3月25日から2025年9月24日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	4,277,986,409口	7,463,978,750口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3239円 (13,239円)	1.4022円 (14,022円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期中間計算期間（自2024年3月23日 至2024年9月22日）

該当事項はありません。

第4期中間計算期間（自2025年3月25日 至2025年9月24日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第3期	第4期中間計算期間
	自 2024年 3月23日 至 2025年 3月24日	自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	4,360,922,211円	4,277,986,409円
期中追加設定元本額	3,584,607,739円	5,854,367,703円
期中一部解約元本額	3,667,543,541円	2,668,375,362円

＜参考情報＞

本報告書の開示対象であるファンド（（ラップ専用）SBI・新興国債券）は、「（ラップ専用）SBI・新興国債券マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年9月24日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

（ラップ専用）SBI・新興国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

2025年9月24日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	22,310,306
コール・ローン	233,411,535
投資信託受益証券	10,181,171,533
未収配当金	76,036,320
未収利息	2,238
流動資産合計	10,512,931,932
資産合計	10,512,931,932
負債の部	
流動負債	
未払金	22,122,708
未払解約金	17,490,000
流動負債合計	39,612,708
負債合計	39,612,708
純資産の部	
元本等	
元本	7,431,792,240
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	3,041,526,984
元本等合計	10,473,319,224
純資産合計	10,473,319,224
負債純資産合計	10,512,931,932

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年9月24日現在
1. 計算日における受益権の総数	7,431,792,240口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.4093円 (14,093円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年9月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	4,263,846,353円
期中追加設定元本額	5,824,254,239円
期中一部解約元本額	2,656,308,352円
期末元本額	7,431,792,240円
元本の内訳※ （ラップ専用）S B I ・新興国債券	7,431,792,240円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

【（ラップ専用）SBI・米国不動産】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,700	16,781
親投資信託受益証券	8,241,698,233	16,500,513,126
未収入金	20,080,000	46,820,000
流動資産合計	8,261,791,933	16,547,349,907
資産合計	8,261,791,933	16,547,349,907
負債の部		
流動負債		
未払解約金	20,074,052	46,805,373
未払受託者報酬	1,388,537	1,445,019
未払委託者報酬	11,281,790	11,740,721
その他未払費用	385,398	711,752
流動負債合計	33,129,777	60,702,865
負債合計	33,129,777	60,702,865
純資産の部		
元本等		
元本	7,076,387,208	13,843,482,674
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	1,152,274,948	2,643,164,368
（分配準備積立金）	337,491,322	97,976,557
元本等合計	8,228,662,156	16,486,647,042
純資産合計	8,228,662,156	16,486,647,042
負債純資産合計	8,261,791,933	16,547,349,907

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第3期中間計算期間 自 2024年3月23日 至 2024年9月22日	第4期中間計算期間 自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	2,154,760,097	955,704,893
営業収益合計	2,154,760,097	955,704,893
営業費用		
受託者報酬	1,557,998	1,445,019
委託者報酬	12,658,641	11,740,721
その他費用	648,803	711,752
営業費用合計	14,865,442	13,897,492
営業利益又は営業損失（△）	2,139,894,655	941,807,401
経常利益又は経常損失（△）	2,139,894,655	941,807,401
中間純利益又は中間純損失（△）	2,139,894,655	941,807,401
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	653,637,062	261,861,887
期首剰余金又は期首欠損金（△）	291,524,877	1,152,274,948
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,392,345,152	3,360,777,400
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,392,345,152	3,360,777,400
剰余金減少額又は欠損金増加額	1,253,917,258	2,549,833,494
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	1,253,917,258	2,549,833,494
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	3,916,210,364	2,643,164,368

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月23日から翌年3月22日までとしておりますが、第4期中間計算期間は前計算期間末日が休業日のため、2025年3月25日から2025年9月24日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	7,076,387,208口	13,843,482,674口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.1628円 (11,628円)	1.1909円 (11,909円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期中間計算期間（自2024年3月23日 至2024年9月22日）

該当事項はありません。

第4期中間計算期間（自2025年3月25日 至2025年9月24日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第3期 自 2024年 3月23日 至 2025年 3月24日	第4期中間計算期間 自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,035,805,889円	7,076,387,208円
期中追加設定元本額	38,203,865,053円	24,692,273,750円
期中一部解約元本額	34,163,283,734円	17,925,178,284円

＜参考情報＞

本報告書の開示対象であるファンド（（ラップ専用）SBI・米国不動産）は、「（ラップ専用）SBI・米国不動産マザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年9月24日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

（ラップ専用）SBI・米国不動産マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年9月24日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	47,233,617
コール・ローン	389,930,842
投資信託受益証券	16,157,644,342
未収利息	3,739
流動資産合計	16,594,812,540
資産合計	16,594,812,540
負債の部	
流動負債	
未払金	46,990,695
未払解約金	46,820,000
流動負債合計	93,810,695
負債合計	93,810,695
純資産の部	
元本等	
元本	13,885,814,295
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	2,615,187,550
元本等合計	16,501,001,845
純資産合計	16,501,001,845
負債純資産合計	16,594,812,540

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4.収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として投資信託受益証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には予想配当金額を計上し、入金金額との差額については入金時に計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年9月24日現在
1. 計算日における受益権の総数	13,885,814,295口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.1883円 (11,883円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年9月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	7,109,202,306円
期中追加設定元本額	24,746,198,440円
期中一部解約元本額	17,969,586,451円
期末元本額	13,885,814,295円
元本の内訳※ （ラップ専用）SBI・米国不動産	13,885,814,295円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

【（ラップ専用）SBI・ゴールド】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	18,219	21,566
親投資信託受益証券	11,017,359,655	8,052,683,613
未収入金	26,640,000	17,100,000
流動資産合計	11,044,017,874	8,069,805,179
資産合計	11,044,017,874	8,069,805,179
負債の部		
流動負債		
未払解約金	26,632,228	17,093,004
未払受託者報酬	1,226,511	734,959
未払委託者報酬	9,965,323	5,971,472
その他未払費用	385,398	711,752
流動負債合計	38,209,460	24,511,187
負債合計	38,209,460	24,511,187
純資産の部		
元本等		
元本	5,929,349,727	3,542,885,262
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	5,076,458,687	4,502,408,730
（分配準備積立金）	2,471,446,008	505,855,487
元本等合計	11,005,808,414	8,045,293,992
純資産合計	11,005,808,414	8,045,293,992
負債純資産合計	11,044,017,874	8,069,805,179

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期中間計算期間 自 2024年3月23日 至 2024年9月22日	第4期中間計算期間 自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
営業収益		
有価証券売買等損益	1,183,486,135	1,590,453,958
その他収益	-	7
営業収益合計	1,183,486,135	1,590,453,965
営業費用		
受託者報酬	1,130,791	734,959
委託者報酬	9,187,602	5,971,472
その他費用	648,803	711,752
営業費用合計	10,967,196	7,418,183
営業利益又は営業損失（△）	1,172,518,939	1,583,035,782
経常利益又は経常損失（△）	1,172,518,939	1,583,035,782
中間純利益又は中間純損失（△）	1,172,518,939	1,583,035,782
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	151,611,691	458,459,437
期首剰余金又は期首欠損金（△）	2,889,869,873	5,076,458,687
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,662,479,262	4,285,738,748
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,662,479,262	4,285,738,748
剰余金減少額又は欠損金増加額	632,119,463	5,984,365,050
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	632,119,463	5,984,365,050
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	4,941,136,920	4,502,408,730

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの中間計算期間 当ファンドの計算期間は原則として、毎年3月23日から翌年3月22日までとしておりますが、第4期中間計算期間は前計算期間末日が休業日のため、2025年3月25日から2025年9月24日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
1. 当該中間計算期間の末日における受益権の総数	5,929,349,727口	3,542,885,262口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.8562円 (18,562円)	2.2708円 (22,708円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期中間計算期間（自2024年3月23日 至2024年9月22日）

該当事項はありません。

第4期中間計算期間（自2025年3月25日 至2025年9月24日）

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第3期 2025年3月24日現在	第4期中間計算期間 2025年9月24日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①親投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	①親投資信託受益証券 同左 ②上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第3期 自 2024年 3月23日 至 2025年 3月24日	第4期中間計算期間 自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	7,757,020,098円	5,929,349,727円
期中追加設定元本額	7,016,361,602円	4,303,712,568円
期中一部解約元本額	8,844,031,973円	6,690,177,033円

＜参考情報＞

本報告書の開示対象であるファンド（（ラップ専用）SBI・ゴールド）は、「（ラップ専用）SBI・ゴールドマザーファンド」の受益証券を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。同マザーファンドの2025年9月24日現在（以下「計算日」という。）の状況は次に示すとおりであります。それらは監査意見の対象外であります。

（ラップ専用）SBI・ゴールドマザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

2025年9月24日現在	
資産の部	
流動資産	
預金	22,398,522
コール・ローン	180,256,295
投資信託受益証券	7,889,240,096
未収利息	1,728
流動資産合計	8,091,896,641
資産合計	8,091,896,641
負債の部	
流動負債	
未払金	22,105,114
未払解約金	17,100,000
流動負債合計	39,205,114
負債合計	39,205,114
純資産の部	
元本等	
元本	3,529,556,701
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	4,523,134,826
元本等合計	8,052,691,527
純資産合計	8,052,691,527
負債純資産合計	8,091,896,641

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場で評価しております。
2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。
4.収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 為替差損益 約定日基準で計上しております。
5.その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、原則として計算日の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に従って換算しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	2025年9月24日現在
1. 計算日における受益権の総数	3,529,556,701口
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回る場合におけるその差額	-
3. 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	2.2815円 (22,815円)

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2025年9月24日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	①投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 ②上記以外の金融商品 上記以外の金融商品は、短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	自 2025年3月25日 至 2025年9月24日
投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	5,912,503,840円
期中追加設定元本額	4,279,160,694円
期中一部解約元本額	6,662,107,833円
期末元本額	3,529,556,701円
元本の内訳※ （ラップ専用）SBI・ゴールド	3,529,556,701円

（注）※は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

・（ラップ専用）SBI・米国株式

2025年 9月30日現在

I 資産総額	63,320,362,737円
II 負債総額	47,118,826円
III 純資産総額（I－II）	63,273,243,911円
IV 発行済口数	33,957,241,139口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.8633円
（1万口当たり純資産額）	（18,633円）

（参考）

SBI・V・全米株式インデックス・マザーファンド

純資産額計算書

2025年 9月30日現在

I 資産総額	413,779,048,042円
II 負債総額	1,204,986,375円
III 純資産総額（I－II）	412,574,061,667円
IV 発行済口数	198,461,418,903口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	2.0789円
（1万口当たり純資産額）	（20,789円）

・（ラップ専用）SBI・先進国株式

2025年 9月30日現在

I 資産総額	13,332,937,750円
II 負債総額	10,388,541円
III 純資産総額（I－II）	13,322,549,209円
IV 発行済口数	7,992,507,525口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.6669円
（1万口当たり純資産額）	（16,669円）

（参考）

（ラップ専用）SBI・先進国株式マザーファンド

純資産額計算書

2025年 9月30日現在

I 資産総額	13,416,986,355円
II 負債総額	93,746,555円
III 純資産総額（I－II）	13,323,239,800円
IV 発行済口数	7,830,076,908口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.7015円
（1万口当たり純資産額）	（17,015円）

・（ラップ専用）SBI・新興国株式

2025年 9月30日現在

I 資産総額	28,645,452,554円
II 負債総額	21,252,149円
III 純資産総額（I－II）	28,624,200,405円
IV 発行済口数	18,420,104,638口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5540円
（1万口当たり純資産額）	（15,540円）

（参考）

（ラップ専用）SBI・新興国株式マザーファンド

純資産額計算書

2025年 9月30日現在

I 資産総額	28,880,786,934円
II 負債総額	256,391,648円
III 純資産総額（I－II）	28,624,395,286円
IV 発行済口数	18,186,103,458口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.5740円
（1万口当たり純資産額）	（15,740円）

・（ラップ専用）SBI・米国債券

2025年 9月30日現在

I 資産総額	13,306,007,355円
II 負債総額	9,565,330円
III 純資産総額（I－II）	13,296,442,025円
IV 発行済口数	10,582,918,104口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2564円
（1万口当たり純資産額）	（12,564円）

（参考）

（ラップ専用）SBI・米国債券マザーファンド

純資産額計算書

2025年 9月30日現在

I 資産総額	13,392,318,768円
II 負債総額	95,381,101円
III 純資産総額（I－II）	13,296,937,667円
IV 発行済口数	10,584,921,837口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.2562円
（1万口当たり純資産額）	（12,562円）

・（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券

2025年 9月30日現在

I	資産総額	22,535,765,580円
II	負債総額	26,996,935円
III	純資産総額（I－II）	22,508,768,645円
IV	発行済口数	15,528,622,426口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.4495円
	（1万口当たり純資産額）	（14,495円）

（参考）

（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券マザーファンド

純資産額計算書

2025年 9月30日現在

I	資産総額	22,682,151,967円
II	負債総額	173,001,157円
III	純資産総額（I－II）	22,509,150,810円
IV	発行済口数	15,198,748,867口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.4810円
	（1万口当たり純資産額）	（14,810円）

・（ラップ専用）SBI・新興国債券

2025年 9月30日現在

I	資産総額	10,628,330,585円
II	負債総額	10,262,553円
III	純資産総額（I－II）	10,618,068,032円
IV	発行済口数	7,534,644,924口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.4092円
	（1万口当たり純資産額）	（14,092円）

（参考）

（ラップ専用）SBI・新興国債券マザーファンド

純資産額計算書

2025年 9月30日現在

I	資産総額	10,681,487,247円
II	負債総額	62,970,553円
III	純資産総額（I－II）	10,618,516,694円
IV	発行済口数	7,496,705,867口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.4164円
	（1万口当たり純資産額）	（14,164円）

・（ラップ専用）SBI・米国不動産

2025年 9月30日現在

I	資産総額	16,825,422,564円
II	負債総額	11,556,175円
III	純資産総額（I－II）	16,813,866,389円
IV	発行済口数	14,072,440,614口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.1948円
	（1万口当たり純資産額）	（11,948円）

（参考）

（ラップ専用）SBI・米国不動産マザーファンド

純資産額計算書

2025年 9月30日現在

I	資産総額	16,959,089,933円
II	負債総額	145,055,638円
III	純資産総額（I－II）	16,814,034,295円
IV	発行済口数	14,103,580,075口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	1.1922円
	（1万口当たり純資産額）	（11,922円）

・（ラップ専用）SBI・ゴールド

2025年 9月30日現在

I	資産総額	8,326,170,576円
II	負債総額	6,444,266円
III	純資産総額（I－II）	8,319,726,310円
IV	発行済口数	3,578,817,489口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	2.3247円
	（1万口当たり純資産額）	（23,247円）

（参考）

（ラップ専用）SBI・ゴールドマザーファンド

純資産額計算書

2025年 9月30日現在

I	資産総額	8,342,855,184円
II	負債総額	22,757,768円
III	純資産総額（I－II）	8,320,097,416円
IV	発行済口数	3,562,071,983口
V	1口当たり純資産額（III／IV）	2.3357円
	（1万口当たり純資産額）	（23,357円）

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

受益権の譲渡制限は設けておりません。

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 前記①の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 前記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託会社は受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として支払います。）に支払います。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

① 資本金の額(2025年9月末日現在)

(i) 資本金の額

委託会社の資本金の額は金4億20万円です。

(ii) 発行する株式の総数

委託会社の発行する株式の総数は146万4,000株です。

(iii) 発行済株式の総数

委託会社がこれまでに発行した株式の総数は1,408,348株です。

(iv) 最近5年間ににおける主な資本金の額の増減

2022年1月31日に資本金を10億5,020万円に増資しました。

2022年3月23日に資本金を4億20万円に減資しました。

2023年4月1日に吸収合併に係る資本金4億9,500万円を引き継ぎ、同日に同額を減資しました。

② 委託会社の機構

(i) 会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会をおきます。取締役会は、委託会社の業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務を監督します。代表取締役である社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。取締役は、委嘱された業務の執行にあたり、また、社長に事故有るときにその職務を代行します。委託会社の一切の活動における法令遵守に関して管理監督する機関としてコンプライアンス委員会をおきます。コンプライアンス委員会は、委託会社が法律上・規制上の一切の要件と社内の方針とを遵守するという目的に関し、法律により許可されているすべての権限を行使することができます。監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

(ii) 投資運用の意思決定機構

ア) 市場環境分析・企業分析

ファンドマネジャー、アナリストによる市場環境、業種、個別企業などの調査・分析及び基本投資戦略の協議・策定を行います。

イ) 投資基本方針の策定

最高運用責任者のもとで開催される「運用会議」において、市場動向・投資行動・市場見通し・投資方針等を策定します。

ウ) 運用基本方針の決定

「運用会議」の策定内容を踏まえ、常勤取締役、最高運用責任者、運用部長及び運用部マネジャーをもって構成される「投資戦略委員会」において運用の基本方針が決定されます。

エ) 投資銘柄の策定、ポートフォリオの構築

ファンドマネジャーは、この運用の基本方針に沿って、各ファンドの運用計画書を策定し、最高運用責任者の承認後、売買の指図を行います。ただし、未公開株及び組合への投資を行う場合は、それぞれ「未公開株投資委員会」、「組合投資委員会」での承認後、売買の指図等を行います。

オ) パフォーマンス分析、リスク分析・評価

ファンドのリスク特性分析、パフォーマンスの要因分析の報告及び監視を行い、運用方針の確認・見直しを行います。

上記体制は、今後、変更となる場合があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る業務（投資運用業）、投資助言業務（投資助言・代理業）及び第二種金融商品取引業に係る業務の一部を行っています。

2025年9月末日現在、委託会社が運用を行っている投資信託(マザーファンドは除きます)は以下の通りです。

(2025年9月末日現在)

ファンドの種類	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	259	5,229,687
単位型株式投資信託	513	1,558,399
単位型公社債投資信託	66	128,236
合計	838	6,916,322

3 【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社であるSBIアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,318,220	2,719,549
関係会社短期貸付金	※2 4,500,000	※2 4,700,000
前払費用	75,720	51,729
未収委託者報酬	1,476,224	1,604,874
未収運用受託報酬	※2 20,429	※2 12,096
その他	43,335	23,470
流動資産合計	7,433,929	9,111,721
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 26,047	※1 31,251
器具備品	※1 3,930	※1 6,311
有形固定資産合計	29,977	37,563
無形固定資産		
商標権	1,860	1,798
ソフトウェア	194,084	148,358
その他	67	67
無形固定資産合計	196,011	150,224
投資その他の資産		
投資有価証券	746,394	562,202
関係会社株式	22,031	22,031
繰延税金資産	47,988	101,208
その他	41,782	41,638
投資その他の資産合計	858,197	727,081
固定資産合計	1,084,186	914,868
繰延資産		
株式交付費	1,632	247
繰延資産合計	1,632	247
資産合計	8,519,748	10,026,837

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	56,020	3,144
未払金	1,348,795	1,538,445
未払手数料	788,350	871,779
その他未払金	560,444	666,666
未払法人税等	162,014	372,480
未払消費税等	—	121,693
流動負債合計	1,566,829	2,035,762
負債合計	1,566,829	2,035,762
純資産の部		
株主資本		
資本金	400,200	400,200
資本剰余金		
その他資本剰余金	3,847,137	3,847,137
資本剰余金合計	3,847,137	3,847,137
利益剰余金		
利益準備金	100,050	100,050
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,586,857	3,700,640
利益剰余金合計	2,686,907	3,800,690
自己株式	△63	△63
株主資本合計	6,934,181	8,047,964
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18,737	△56,889
評価・換算差額等合計	18,737	△56,889
純資産合計	6,952,919	7,991,074
負債純資産合計	8,519,748	10,026,837

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,530,321	7,712,343
運用受託報酬	112,247	87,707
投資助言報酬	40	30
その他営業収益	17,987	52,942
営業収益計	※1 6,660,596	※1 7,853,023
営業費用		
支払手数料	3,002,489	3,707,166
広告宣伝費	1,071	818
調査費	279,089	309,226
委託計算費	657,400	810,126
営業雑経費	72,111	51,292
通信費	1,965	579
印刷費	57,926	35,297
協会費	12,004	15,228
諸会費	215	186
営業費用計	4,012,163	4,878,629
一般管理費		
給料	530,816	542,033
役員報酬	73,064	85,012
給料・手当	418,939	414,103
賞与	38,813	42,918
福利厚生費	85,313	87,575
交際費	—	62
寄付金	1,637	—
旅費交通費	2,623	2,960
租税公課	40,582	73,543
不動産賃借料	40,413	36,892
退職給付費用	31,515	20,685
固定資産減価償却費	42,089	51,298
業務委託費	56,992	48,931
消耗品費	3,711	3,495
諸経費	※2 637,135	※2 624,648
一般管理費計	1,472,831	1,492,128
営業利益	1,175,602	1,482,265
営業外収益		
受取利息	※2 53,147	※2 75,764
受取配当金	1,250	—
投資有価証券売却益	131,942	49,100
為替差益	—	1,324
雑収入	1,375	2,282
営業外収益計	187,715	128,471
営業外費用		
為替差損	1,040	—
株式交付費償却	1,764	1,384
営業外費用計	2,805	1,384
経常利益	1,360,512	1,609,351
特別損失		
投資有価証券評価損	—	522

特別損失合計	—	522
税引前当期純利益	1,360,512	1,608,829
法人税、住民税及び事業税	326,163	513,811
法人税等調整額	94,943	△18,764
法人税等合計	421,107	495,046
当期純利益	939,405	1,113,782

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	400,200	3,352,137	3,352,137	100,050	853,521	953,571	△63	4,705,845
当期変動額								
合併による増加		495,000	495,000		793,930	793,930		1,288,930
当期純利益					939,405	939,405		939,405
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	495,000	495,000	—	1,733,335	1,733,335	—	2,228,335
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	△63	6,934,181

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	39,299	39,299	4,745,145
当期変動額			
合併による増加			1,288,930
当期純利益			939,405
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△20,562	△20,562	△20,562
当期変動額合計	△20,562	△20,562	2,207,773
当期末残高	18,737	18,737	6,952,919

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越利益 剰余金			
当期首残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	2,586,857	2,686,907	△63	6,934,181
当期変動額								
当期純利益					1,113,782	1,113,782		1,113,782
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	1,113,782	1,113,782	—	1,113,782
当期末残高	400,200	3,847,137	3,847,137	100,050	3,700,640	3,800,690	△63	8,047,964

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	18,737	18,737	6,952,919
当期変動額			
当期純利益			1,113,782
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△75,627	△75,627	△75,627
当期変動額合計	△75,627	△75,627	1,038,155
当期末残高	△56,889	△56,889	7,991,074

【注記事項】**（重要な会計方針）****1. 有価証券の評価基準及び評価方法****(1) 子会社株式**

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法**① 有形固定資産**

主として定額法を採用しております。なお主な耐用年数は、建物が8-18年、器具備品が3-15年であります。

② 無形固定資産

定額法を採用しております。自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費

3年間で均等償却しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業である投資運用業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき公募・私募の投資信託財産の運用指図を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資信託約款に定められた信託報酬として、ファンド設定以降、日々の純資産残高に一定の報酬率を乗じて算出された額が、当該ファンドの運用期間にわたり収益として認識されます。

運用受託報酬 運用受託報酬は、投資家である対象顧客と投資一任契約を締結し、資産の運用を行うことが主な履行義務の内容であり、運用期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資一任契約ごとに定められた運用対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、運用を受託した期間にわたり収益として認識されます。

投資助言報酬 投資助言報酬は、対象顧客と投資助言（顧問）契約を締結し、当該顧客の資産運用に係る助言を行うことが主な履行義務の内容であり、助言期間の経過とともにその履行義務が充足されると判断しております。投資助言（顧問）契約ごとに定められた助言対象資産、残高、期間、料率等の条件に基づき算出された額が、助言期間にわたり収益として認識されます。

（会計方針の変更）

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表に与える影響はありません。

(貸借対照表関係)

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 12,573千円 器具備品 6,916千円 合計 19,490千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 建物 15,880千円 器具備品 8,036千円 合計 23,916千円
※2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。 関係会社短期貸付金 4,500,000千円 その他流動資産 954千円 合計 4,500,954千円	※2 関係会社との取引に基づいて発生した債権は以下のとおりであります。 関係会社短期貸付金 4,700,000千円 その他流動資産 772千円 合計 4,700,772千円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

営業収益は全て顧客との契約から生じる収益であり、その他の収益に該当するものはありません。

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
経営管理報酬 607,052千円 関係会社からの受取利息 48,341千円	経営管理報酬 597,599千円 関係会社からの受取利息 67,395千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,099,411	308,937	—	1,408,348

(注) 2023年4月1日を効力発生とする吸収合併に伴い、結合当事企業の既存株主に対し、存続会社である当社普通株式の割当交付を行ったことにより、308,937株増加しております。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	—	—	18

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,408,348	—	—	1,408,348

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	増加	減少	当事業年度末株式数
普通株式(株)	18	—	—	18

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品関係）**1. 金融商品の状況に関する事項****(1) 金融商品に対する取組方針**

当社は、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を投資有価証券として保有しております。デリバティブ取引については、保有する特定の投資有価証券の価格変動リスクを低減させる目的で利用し、投機的な取引は行わない方針であります。その他、一時的な余剰資金の運用については短期的な預金等に限定しております。なお、事業及び設備投資に必要な自己資金を有しているため、外部からの資金調達の計画はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、これらの債権は、受託銀行にて分別管理されている信託財産及び年金資産より生じる信託報酬債権であり、その信用リスクは軽微であります。投資有価証券はファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。このほか、親会社に対し短期貸付を行っております。

営業債務である未払手数料等は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制**① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理**

営業債権については経理規程に従い、取引先ごとに期日及び残高を管理しております。

② 市場リスク（価格、為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に基準価額を把握することにより管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、「現金・預金」「関係会社短期貸付金」「未収委託者報酬」「未収運用受託報酬」「未払金」は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

前事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	746,394	746,394	—
資産計	746,394	746,394	—

（注１）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

当事業年度（2025年3月31日）

	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	562,202	562,202	—
資産計	562,202	562,202	—

（注１）市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度 貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 子会社株式	22,031

（注２）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額
前事業年度（2024年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	1,318,220	—	—	—
関係会社短期貸付金	4,500,000	—	—	—
未収委託者報酬	1,476,224	—	—	—
未収運用受託報酬	20,429	—	—	—
合計	7,314,874	—	—	—

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,719,549	—	—	—
関係会社短期貸付金	4,700,000	—	—	—
未収委託者報酬	1,604,874	—	—	—
未収運用受託報酬	12,096	—	—	—
合計	9,036,520	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	746,394	—	746,394
資産計	—	746,394	—	746,394

当事業年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 投資信託	—	562,202	—	562,202
資産計	—	562,202	—	562,202

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

前事業年度（2024年3月31日）

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

当事業年度（2025年3月31日）

投資信託

市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないことから、基準価額を時価としており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式

前事業年度(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

当事業年度(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
子会社株式	22,031

2. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	127,373	78,187	49,186
	小計	127,373	78,187	49,186
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	619,020	641,200	△22,179
	小計	619,020	641,200	△22,179
合計		746,394	719,387	27,007

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分		貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	2,944	2,077	867
	小計	2,944	2,077	867
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1)株式	—	—	—
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	559,258	643,200	△83,941
	小計	559,258	643,200	△83,941
合計		562,202	645,277	△83,074

(注)表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	682,102	131,942	—
合計	682,102	131,942	—

当事業年度(2025年3月31日)

(単位：千円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	125,687	49,100	—
合計	125,687	49,100	—

4. 減損処理を行ったその他有価証券

当事業年度において、投資有価証券（その他有価証券の投資信託）について522千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型年金制度を採用しております。このほか、グループ会社との出向者の取り扱いに関する協定書に基づき、グループ会社に支払った金額を退職給付費用として計上しております。当該金額は、前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）23,640千円、当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）12,280千円であります。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）7,875千円、当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）8,404千円であります。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)																																																		
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>電話加入権</td><td>714千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>12,489</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>6,662</td></tr> <tr> <td>その他未払税金</td><td>6,300</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>29,896</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>195</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>56,258</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>56,258</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>8,269</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>8,269</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>47,988</td></tr> </table>	電話加入権	714千円	投資有価証券評価損	12,489	未払事業税	6,662	その他未払税金	6,300	未払金	29,896	その他	195	繰延税金資産小計	56,258	評価性引当額	—	繰延税金資産合計	56,258	その他有価証券評価差額金	8,269	繰延税金負債合計	8,269	繰延税金資産の純額	47,988	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 <table> <tr> <td>電話加入権</td><td>735千円</td></tr> <tr> <td>投資有価証券評価損</td><td>164</td></tr> <tr> <td>未払事業税</td><td>12,733</td></tr> <tr> <td>その他未払税金</td><td>7,367</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>53,911</td></tr> <tr> <td>その他有価証券評価差額金</td><td>26,197</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>97</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>101,208</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>101,208</td></tr> </table> 繰延税金負債 <table> <tr> <td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債合計</td><td>-</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>101,208</td></tr> </table>	電話加入権	735千円	投資有価証券評価損	164	未払事業税	12,733	その他未払税金	7,367	未払金	53,911	その他有価証券評価差額金	26,197	その他	97	繰延税金資産小計	101,208	評価性引当額	—	繰延税金資産合計	101,208	-	-	繰延税金負債合計	-	繰延税金資産の純額	101,208
電話加入権	714千円																																																		
投資有価証券評価損	12,489																																																		
未払事業税	6,662																																																		
その他未払税金	6,300																																																		
未払金	29,896																																																		
その他	195																																																		
繰延税金資産小計	56,258																																																		
評価性引当額	—																																																		
繰延税金資産合計	56,258																																																		
その他有価証券評価差額金	8,269																																																		
繰延税金負債合計	8,269																																																		
繰延税金資産の純額	47,988																																																		
電話加入権	735千円																																																		
投資有価証券評価損	164																																																		
未払事業税	12,733																																																		
その他未払税金	7,367																																																		
未払金	53,911																																																		
その他有価証券評価差額金	26,197																																																		
その他	97																																																		
繰延税金資産小計	101,208																																																		
評価性引当額	—																																																		
繰延税金資産合計	101,208																																																		
-	-																																																		
繰延税金負債合計	-																																																		
繰延税金資産の純額	101,208																																																		
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 当事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異原因となった主要な項目別の内訳 同左 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。 これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。 この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は773千円増加し、法人税等調整額は25千円、その他有価証券評価差額金は747千円、それぞれ減少しております。																																																		

（収益認識関係）**1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報**

当社は投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、顧客との契約から生じる収益を分解した情報の記載は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（セグメント情報）

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）**1. 製品及びサービスごとの情報**

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報**(1) 営業収益**

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益
SBI・UTIインドファンド	680,260

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

（セグメント情報）

当社の事業は、投資運用業及び投資助言・代理業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連情報）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、制度上、顧客（最終受益者）情報を知りえないため、記載を省略しております。運用受託報酬及び投資助言報酬、その他営業収益については、損益計算書の営業収益の10%を占める相手先がないことから、記載を省略しております。

（報告セグメントごとの減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバルアセットマネジメント株式会社	東京都港区	3,363	資産運用業、金融情報サービス事業子会社の持株会社	(被所有)間接 97.9%	役員の兼任 経営管理 人員出向・受入 資金の貸付 (注1、2)	貸付金の回収	3,250,000	-	-
							貸付利息の受取	68,587	-	-
							資金貸付	4,500,000	関係会社短期貸付金	4,500,000
							貸付利息	48,244	未収利息	1,010
							経営管理報酬	607,052	未払金	333,878

(注1) 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ウェルズアドバイザー株式会社	東京都港区	30	金融情報サービス事業、投資助言業	—	資金の貸付 運用への助言 人員出向・受入 データ購入等 (注1)	貸付金の回収	600,000	-	-
							貸付利息の受取	5,019	-	-
							貸付利息	96		
	株式会社SBI証券	東京都港区	54,323	証券業	—	販売委託(注2)	販売委託支払手数料	1,057,030	未払金	266,069

(注1) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(注2) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

(非上場)

SBIホールディングス株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
親会社	SBIグローバルアセット マネジメント 株式会社	東京都港区	3,363	資産運用業、金融情報サービス 事業子会社の持株会社	(被所有) 間接 97.9%	役員の兼任 経営管理 人員出向・受 入 資金の貸付 (注1, 2)	貸付利息の 受取	68,406	-	-
							資金貸付	200,000	関係会社 短期貸付 金	4,700,000
							貸付利息	67,395	未収利息	-
							経営管理報酬	597,599	未払金	328,679

(注1) 経営管理報酬は、業務内容を勘案し、双方協議のうえで締結した経営管理契約に基づき決定しております。

(注2) 資金貸付は、市場金利を勘案した合理的な利率を定め、その返済条件を協議によって決定しております。

(イ)財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
同一の親会社 を持つ会社	株式会社SBI 証券	東京都港区	54,323	証券業	—	販売委託 (注)	販売委託支 払手数料	1,461,607	未払金	316,838

(注) 販売委託の条件は、市場価格を勘案し、取引先との協議によって決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

SBIグローバルアセットマネジメント株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

SBIアセットマネジメント・グループ株式会社

(非上場)

SBIホールディングス株式会社

(東京証券取引所プライム市場に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
1株当たり純資産額	4,936円99銭	5,674円15銭
1株当たり当期純利益	667円03銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載 していません。	790円85銭 なお、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額については、 潜在株式が存在しないため記載 していません。

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月1日 至 2025年3月31日
当期純利益(千円)	939,405	1,113,782
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	939,405	1,113,782
期中平均株式数(株)	1,408,330	1,408,330

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるものの他、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

（１） 定款の変更、その他の重要事項

（イ） 定款の変更

2022年6月22日付で、発行可能株式総数を変更する定款の変更を行いました。

（ロ） その他の重要事項

2022年8月1日に、SBIアセットマネジメント株式会社、SBIボンド・インベストメント・マネジメント株式会社、及びSBI地方創生アセットマネジメント株式会社の3社は合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

また、合併後のSBIアセットマネジメント株式会社は、2023年4月1日に、新生インベストメント・マネジメント株式会社と合併をいたしました。その際、SBIアセットマネジメント株式会社を存続会社とし、合併後は同商号を継承いたしました。

（２） 訴訟事件その他会社に重要な影響を与えることが予想される事実

該当事項はありません。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2025年3月末日現在)	事業の内容
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社 S B I 証券	54,323百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	株式会社愛媛銀行	21,367百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
	株式会社足利銀行	135,000百万円	

2 【関係業務の概要】

（1）受託会社

本ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

（2）再信託受託会社

本ファンドの受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部を行います。

（3）販売会社

本ファンドの販売会社として募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3 【資本関係】

（持株比率5.0%以上を記載します。）

（1）受託会社

該当事項はありません。

（2）再信託受託会社

該当事項はありません。

（3）販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 金融商品取引法第15条第2項本文に規定するあらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書（以下「交付目論見書」といいます。）の名称を「投資信託説明書（交付目論見書）」、また、金融商品取引法第15条第3項本文に規定する交付の請求があった時に直ちに交付しなければならない目論見書の名称を「投資信託説明書（請求目論見書）」と記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
 - ① 委託会社の金融商品取引業者登録番号及び設立年月日
 - ② ファンドの基本的性格など
 - ③ 委託会社及びファンドのロゴ・マークや図案など
 - ④ 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - ⑤ 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
 - ② 投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではない旨の記載。
 - ③ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
 - ④ 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
 - ⑤ 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
 - ⑥ 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
 - ⑦ 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨及び当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
 - ⑧ 「信託約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
 - ⑨ 商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
 - ⑩ 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
 - ⑪ 有価証券届出書の効力発生及びその確認方法に関する記載。
 - ⑫ 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
 - ① ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
 - ② 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に信託約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (9) 有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドの実質的な投資対象資産に共通性がある場合には、当該複数ファンドを一つの投資信託説明書（交付目論見書）で説明することがあります。また、有価証券届出書を個別に提出している複数のファンドにかかる投資信託説明書（交付目論見書）および投資信託説明書（請求目論見書）を一体のものとして使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年5月23日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

田 嶋 照 夫

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士

郷 右 近 隆 也

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているSBIアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SBIアセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象に含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（ラップ専用）SBI・米国株式の2024年3月23日から2025年3月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、（ラップ専用）SBI・米国株式の2025年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（ラップ専用）SBI・先進国株式の2024年3月23日から2025年3月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、（ラップ専用）SBI・先進国株式の2025年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（ラップ専用）SBI・新興国株式の2024年3月23日から2025年3月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、（ラップ専用）SBI・新興国株式の2025年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（ラップ専用）SBI・米国債券の2024年3月23日から2025年3月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、（ラップ専用）SBI・米国債券の2025年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券の2024年3月23日から2025年3月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券の2025年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（ラップ専用）SBI・新興国債券の2024年3月23日から2025年3月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、（ラップ専用）SBI・新興国債券の2025年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（ラップ専用）SBI・米国不動産の2024年3月23日から2025年3月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、（ラップ専用）SBI・米国不動産の2025年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2025年6月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（ラップ専用）SBI・ゴールドの2024年3月23日から2025年3月24日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、（ラップ専用）SBI・ゴールドの2025年3月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（ラップ専用）SBI・米国株式の2025年3月25日から2025年9月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、（ラップ専用）SBI・米国株式の2025年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月25日から2025年9月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（ラップ専用）SBI・先進国株式の2025年3月25日から2025年9月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、（ラップ専用）SBI・先進国株式の2025年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月25日から2025年9月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（ラップ専用）SBI・新興国株式の2025年3月25日から2025年9月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、（ラップ専用）SBI・新興国株式の2025年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月25日から2025年9月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（ラップ専用）SBI・米国債券の2025年3月25日から2025年9月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、（ラップ専用）SBI・米国債券の2025年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月25日から2025年9月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券の2025年3月25日から2025年9月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、（ラップ専用）SBI・米国ハイイールド債券の2025年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月25日から2025年9月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（ラップ専用）SBI・新興国債券の2025年3月25日から2025年9月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、（ラップ専用）SBI・新興国債券の2025年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月25日から2025年9月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（ラップ専用）SBI・米国不動産の2025年3月25日から2025年9月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、（ラップ専用）SBI・米国不動産の2025年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月25日から2025年9月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月10日

SBIアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 中島紀子
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている（ラップ専用）SBI・ゴールドの2025年3月25日から2025年9月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、（ラップ専用）SBI・ゴールドの2025年9月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2025年3月25日から2025年9月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

SBIアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。